

平成30年田原本町議会第4回定例会

平成30年12月7日

(第2日)

田 原 本 町 議 会

平成30年 第4回 定例会

田原本町議会会議録

平成30年12月7日

午前10時00分 開議

於田原本町議会議場

1, 出席議員 (14名)

1番 梶木 裕文 君	2番 山田 英二 君
3番 寺田 元昭 君	4番 村上 清司 君
5番 牟田 和正 君	6番 森井 基容 君
7番 安田 喜代一 君	8番 古立 憲昭 君
9番 西川 六男 君	10番 竹邑 利文 君
11番 吉田 容工 君	12番 植田 昌孝 君
13番 松本 美也子 君	14番 小走 善秀 君

1, 欠席議員 (0名)

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 坂本 定嗣 君 局長補佐 森 惠 啓 仁 君

1, 地方自治法第121条第1項の規定により出席した者

町 長 森 章 浩 君	副 町 長 住 井 康 典 君
町長公室長 植田 知孝 君	総務部長 小林 昌伸 君
総務部管理監 田中 信幸 君	町長公室参事 村上 玲子 君
住民福祉部長 竹島 基量 君	産業建設部長 三浦 明 君

産業建設部参事	岡部泰也君	上下水道部長	谷口定幸君
総務課長	森里義則君	監査委員	米田隆史君
教育長	植島幹雄君	教育部長	持田尚顕君
会計管理者	松原伸好君	選挙管理委員会 事務局長	小林昌伸君
農業委員会 事務局長	田邊義巳君		

平成30年田原本町議会第4回定例会議事日程

12月7日（金曜日）

○開 議（午前10時）

○一般質問

1. 10番 竹 邑 利 文 議員

1. 田原本の未来に向けて

(1) 町長の政策は何年先を見据えておられますか。

(2) 行財政運営に対する方針

①財政改善の方向性、地方債の減少について

②危機管理について

③三遊間のゴロは捕るな！

2. 認知症の対策について

認知症の対策・取り組みについて

2. 1番 梶 木 裕 文 議員

1. 災害対策について

(1) 災害時における停電対策について

(2) 本町指定避難所のうち自家発電を設置している施設は

(3) 自家発電の非常電源使用可能時間は

2. 旧清掃工場解体工事について

(1) 既存杭の引抜き工事の問題点について

(2) 引抜き工事施行前における地盤調査の必要性について

3. 4番 村 上 清 司 議員

防災対策について

- (1) 今後の本町の防災訓練について
- (2) 土地利用形態を考えたハザードマップの構築について
- (3) 災害時の被災者支援について
- (4) 本町の自助・共助・公助の防災・減災対策について

4. 11番 吉田容工 議員

1. 学校トイレの洋式化について

- (1) 学校トイレの洋式化、乾式化を速やかに進めますか？いつまでにできますか？
- (2) 廊下ラバーの張替えや壁剥落の補修等どのように進めますか？

2. 東幼稚園について

- (1) 教育委員会は、東幼稚園に対して自然消滅を待っておられるのですか？東幼稚園に対する方針を示されたい。
- (2) 町長は、東校区の人口増のためにどのような対策を打たれますか？

3. ハラスメント対策について

- (1) この1年間に、セクシュアル・ハラスメントに関する相談はありましたか？あった場合、どのように対応されましたか？
- (2) この1年間に、内部公益通報はありましたか？セクシュアル・ハラスメントの内容ではありませんでしたか？

4. ごみ収集日程表について

一見してごみ収集日がわかる田原本町ごみ収集カレンダーを配布していただけないか？

5. 8番 古立憲昭 議員

1. 小中学生の荷物の重さと健康について

- (1) 登下校時における小中学生の荷物の重さについて
- (2) 健康対策は

2. 学校でのトラブルの解決について

- (1) トラブルはどれぐらい発生しているのか。
- (2) スクールロイヤール設置について

3. SNSの活用について

担当部署、いじめ対策アプリ、子育てアプリの進捗状況について

4. 保育所申請の件について

保育所入園辞退について

6. 9番 西川 六男 議員

1. 子どもから高齢者まで誰もが生き生きとした暮らしを楽しむまち、たわらもとを創るために

(1) 学校教育を充実・推進するために「学校教育課」の設置を！

(2) きめ細やかな教育を行うために少人数学級編制・30人学級を来年度も実施し、拡充を！

(3) ゆきとどいた教育を実施するために町費の教員・指導員・支援員を継続配置し、増員を！

(4) 子どもに寄り添う管理職・教職員の確保のための人事異動を！

(5) エアコン・洋式トイレ・雨漏り・劣化などに早急に環境整備を！

(6) 月100時間を超える時間外労働など教職員の働き方改革の取組を！

7. 13番 松本 美也子 議員

誰もが輝けるまちづくりについて

(1) 発達障がい等支援が必要な児童生徒への支援について

①こども未来課と保健センターの連携について

②途切れることなく支援が受けられる更なる支援システムの構築について

(2) 通級指導教室の拡充について

(3) 性同一性障がい者についての理解のための本町の取りくみについて

○散 会

本日会議に付した事件

議事日程に同じ

午前10時00分 開議

○議長（植田昌孝君） ただいまの出席議員数は14名で定足数に達しております。
よって、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

日程に入ります。

一 般 質 問

○議長（植田昌孝君） 一般質問を議題といたします。

なお、質問について会議規則の規定により3回を超えることはできません。

それでは、質問通告順により順次質問を許します。10番、竹邑議員。

（10番 竹邑利文君 登壇）

○10番（竹邑利文君） おはようございます。

議長のお許しを得まして、一般質問をさせていただきます。

1、田原本の未来に向けて。

（1）町長の政策は何年先を見据えておられますか。

町長が就任されて間もなく3年となります。「本町に新しい活力の循環を」と公約されて、日夜町政に精励されておられることに頭が下がります。住井副町長を選任され、本年4月より田中総務部管理監、10月より村上町長公室参事を迎えて、町長の補佐役として、前進する総合戦略の施策を邁進されると確信しております。長期展望を踏まえて政策を実行されると思いますが、本年7月よりももたろう号からタワラモトタクシーに、さらなる拡充のため移行された。前町長が拒否された定住自立圏も即加入された。少子・高齢化に向けて難題が多々ある中、町長の今後のまちづくりについてのお考えをお答えください。

（2）行財政運営に対する方針。

①財政改善の方向性、地方債の減少について。

財政事情は悪化傾向にあり実質収支・実質黒字比率・実質公債比率・将来負担比率等、特に経常収支比率が98.2%と、弾力性を欠く要治療の状態です。私が17年9月に議員拝命した、その時点より地方債の残高も一時減少したものの、ここ数年増加傾向にある。長年取り組んできた大型事業の唐古・鍵遺跡史跡公園整備事

業や道の駅の整備事業も本年度完了した。今後の財政改善の方向性、地方債の減少は可能か、よろしくお答えください。

②危機管理について。

平成30年度から法令遵守の職務を適法・適正に執行できるよう危機管理等を担当する総務部管理監が配置されました。その人材は公募され、田中総務部管理監が任用されたと伺っております。

田中管理監の業務内容、取り組みについて、また前職の経験をどのように本町のまちづくりに生かしていけると考えておられますか、よろしくお答えください。

③三遊間のゴロはとるな。

平成28年度の第2回定例会の一般質問において、ショートゴロでもダッシュして自分でとりに行く、往年の大スター長嶋茂雄さんのような職員を輩出し、縦割り行政の解消に向け前進できるか、質問いたしました。また、女性の管理職についても質問しております。

森町長は、平成29年度にまちづくり施策の推進と業務連絡機能を充実させるため、町長公室を新設され、このたび外務省から派遣を受け、村上参事を配置されました。その活躍について期待しております。村上参事の業務の内容、取り組みについて、また外務省で培った経験をどのように本町のまちづくりに生かすと考えておられますか、お答えください。

2、認知症の対策について。

認知症の対策・取り組みについて。

認知症による行方不明者がふえ続けている。認知症の高齢者が徘徊中に事故を起こし、家族は高額な損害賠償を求められた場合に備えて、自治体が保険料を全額負担して保険加入するところも出てきている。認知症対策は、喫緊の社会的課題である。

本町の介護認定における認知症の可能性がある方は約1,000人弱と聞いており、決して少なくはない。認知症の大半は老衰によるもので治療法はない。症状をおくらせる薬はあるが根治薬はない。本町の認知症の対策・取り組みについてよろしくお答えください。

○議長（植田昌孝君） 副町長。

(副町長 住井康典君 登壇)

○副町長(住井康典君) 10番、竹邑議員の第1番目、「田原本の未来に向けて」のご質問にお答えをいたします。

議員お述べのとおり、町長が就任されて3年になりますが、森町長就任以来、田原本に暮らす誰もがさまざまな場面で生き生きと活躍でき、日々の暮らしを楽しむことのできる、子どもから高齢者まで誰もが生き生きと暮らしを楽しむまちづくり、の実現を目指してさまざまな事業、施策に取り組んでまいりました。

取り組みを進めるに当たっては、本町が抱えるまちづくりの課題や本町の特性を踏まえながら、問題解決のためにどのような取り組みが必要なのか、どうすれば効率的に取り組めるかなど、検討、検証し、その結果を予算編成等と連動させることができるよう、総合計画の進捗管理を行っているところでございます。

また、副町長に選任された私が全体の進捗を管理するとともに、総務部管理監や町長公室参事を採用するなど、多様な任用形態による高度な専門性や知識、経験を持った人材も活用しながら、町政の推進に努めているところでございます。

そこでお尋ねの町長の政策は何年先を見据えておられますかの町長の今後のまちづくりについてでございますが、昨年3月に策定いたしました第4次総合計画にのっとり、子どもたちが生き生きと自分らしさを育むことができ、若い世代が安心して子育てをしながら働き、高齢者の方々が健康で生きがいを持って暮らすことができるまちづくりに引き続き、着実かつ効果的に取り組んでまいります。

総合計画の効率的な実現に向けては、行政改革の取り組みとの連携、整合を図りますとともに、人口が確保されない状態での行政運営は困難でありますことから、総合戦略で人口確保を図りながら、総合計画を推進することで、より効果的な行政運営が可能になると考えております。

また、高齢化等により、行政コストが増大する一方で、継続的に安定した行政サービスを提供していくための新たな手法として、定住自立圏や飛鳥川流域市町村による広域観光連携など、共通する課題を周辺自治体との広域的な連携により取り組んでいくほか、行政だけの取り組みではなく、これまで以上に自助、共助、公助のバランスのとれたまちづくりが求められていることから、現在、総合政策課で取り組んでおります、たわらもと協働プロジェクトなどの推進により、住民の皆様との

生きた対話を通じた協働のまちづくりや連携協力もしっかりと広げてまいりたいと考えております。

そのために、行政情報の発信や住民ニーズの把握はもちろん、把握したニーズや行政課題への的確な対応にも努めているところで、本年7月から移行いたしましたタワラモトンタクシー制度も、まさに利用者ニーズや従来のももたろう号の課題に対応して検討したものでございます。

本町といたしましては、このようなまちづくりへの考え方のもと、数多い行政課題を克服しながら、少子・高齢化、人口減少時代にあっても、元気なまちをつくりていきたいと考えておりますので、議員各位のご協力をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 総務部長。

（総務部長 小林昌伸君 登壇）

○総務部長（小林昌伸君） 引き続き、第1番目、「田原本の未来に向けて」の行財政運営に対する方針についてのご質問にお答えいたします。

財政改善の方向性、地方債の減少についてでございますが、本町の財政状況は、昨年度末の全会計の地方債残高は約257億7,400万円で、直近で一番多い平成17年度末の約295億2,000万円と比較しますと、約37億4,600万円下がっております。

また、昨年度末の一般会計の地方債残高は約128億7,200万円で、直近で一番多い平成16年度の約165億4,000万円と比較しますと、約36億6,800万円下がっております。

今年度以降につきましては、一般会計において、中学校給食施設等整備事業、空調設備設置事業、流域貯留浸透事業、工業ゾーン整備事業など、住民ニーズの多様化等による今まで取り組んでこなかったさまざまな行政課題の解決に向けて進めているところでございます。国庫や県費の補助金等を積極的、効果的に活用するとともに、世代間の公平な負担を図るべく、計画的により効果的な地方債の活用を努めたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 総務部管理監。

(総務部管理監 田中信幸君 登壇)

○総務部管理監（田中信幸君） 総務部管理監の田中でございます。どうかよろしく
お願いいたします。

それでは、引き続きまして、第1番目、「田原本の未来に向けて」の行財政運営
に対する方針についてご質問にお答えいたします。

私が家族とともに本町に住んで二十数年が過ぎました。この地に住居を持つと
決めましたのも、環境のよさに憧れてでありましたが、それに加えて地域の方々の
情の熱さを実感させていただいております。

本町に採用されて、はや8カ月が過ぎておりますが、そのきっかけは、昨年9月
に公募された「田原本町幹部職員採用試験」を受験したことによります。その条件
には危機管理、リスクマネジメントの分野において豊富な経験を有していることな
どがありました。

私は、危機管理について、人あるいは組織が危機的事態に直面したときどのよう
に対応するか、危機が発生しないようにする、ひとたび発生すれば適切な措置をと
って早期に回復し、再発防止を図ることと認識しております。

本町から私に付与された業務についてご説明しますと、行政対象暴力に関するこ
と、不当要求（特定要求行為を含む）ことに関すること、関係機関との連携、職員
の非違事案に関すること、各種研修実施など内部統制に関することなどについて、
全庁的に対応することとされております。

そして、きょうまで私が本町で取り扱った事案などをご説明させていただきます
と、新規採用職員に対する職員倫理研修、全職員対象の行政対象暴力対象研修、実
例による職員倫理研修、交通安全研修などの研修や衰弱高齢者宅訪問支援、粗暴な
来庁者に対する対応の支援あるいは本町に派遣されている消費生活相談センター相
談員と連携して、多額詐欺被害金を回収したなどという内容でございます。

社会環境が目まぐるしく変化する昨今では、さまざまなリスクを予見するととも
に、発生時には再発防止も含めた的確な対応が必要で、そのためにもすぐれた人材
の育成と一体感のある組織づくりが不可欠であります。

これまで私は、奈良県警察や民間企業でリスクマネジメントの実務に携わるとと
もに、県警退職後は県警本部長の委嘱を受けまして、警察職員の士気高揚と非違事

案防止の講演をし、生駒市長の委嘱を受けて同市の懲戒審査会委員として発生事案についての検討や再発防止のアドバイスなどをさせていただいておりました。

本町は、これまで幾多の歴史を積み重ねて歩み続け、新しい時代に向かって進もうとしております。

行政組織が信頼されるには、公平かつ透明性を保ち、住民に寄り添いながら行政手続を進めることと考えております。

本町では、法令遵守推進条例が制定されるなど行政の透明化に着手しておりますが、危機管理やリスクマネジメントの分野で、私がこれまで培ってきた手法や経験をお示しすることによって、人材育成も含めて我が町、田原本町のお役に立ちたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 町長公室参事。

（町長公室参事 村上玲子君 登壇）

○町長公室参事（村上玲子君） 町長公室参事の村上と申します。よろしくお願いたします。

それでは、引き続き、第1番目の「田原本の未来に向けて」の行財政運営に対する方針についてのご質問にお答えいたします。

三遊間のゴロはとるなについてでございますが、まずは小職の配置は、平成27年度から内閣府が実施しております地方創生人材支援制度の人事交流に基づいたものでございます。

町長公室参事の業務の内容につきましては、内閣府の地方創生人材支援制度の方針に基づき、田原本町のまち・ひと・しごと総合戦略に記載された施策の推進、特に町長、職員、町民、企業等と連携をとりながら、女性の雇用、子育て環境の充実に関する事業、豊かな歴史資源、田原本町の魅力の発信の実現に向けて、積極的、自発的に立って取り組むことが求められていると承知しております。

まずは、複数の課にまたがるこれらの行政課題に、いかに効率的に取り組めるかを考えつつ、具体的な問題の把握や整理から努めているところでございます。

これらの行政課題のうち、観光開発につきましては、町長や町長公室も参加する形で、唐古・鍵遺跡史跡講演や道の駅「レスティ唐古・鍵」の指定管理者や多様な

関係各課と定期的に会合を持って情報共有を行い、ホームページやSNS等の多様なツールを活用して、広報戦略を実行しながら、目標値の達成を目指しております。

また、これまでは県への照会にとどまっていたと聞いておりましたものを直接中央省庁から情報を得たり、各省庁へアポイントをとり、要請を行ったりしてまいりました。

さらに、より効果的かつスピーディーに業務を遂行できるよう地方創生にまつわるさまざまな支援スキームや時間軸を意識した中央政府での実務のやり方等のアイデアを案内したいと考えております。

外務省では、直近は南米課に所属し、エクアドル、ボリビア、チリの担当として対南米外交の政策立案を行い、大臣の南米訪問や大統領訪日のアレンジしたほか、ペルー、アンゴラ、モザンビークの日本大使館で経済、開発協力、広報文化業務を担っておりました。日本大使館では、南米やアフリカへの日本企業誘致や日本企業支援、武道や和太鼓等の文化事業の実現、開発協力プロジェクトの資金確保等の実務にかかわってまいりました。

このような経験を通じ、異文化の中で相手国の支援ニーズや海外に住む日本人のニーズを可能な限り酌み取りながら、多様な課題解決に向けて取り組んでまいりました。

外務省で各省庁、大使館、商社やメーカーといった企業、在留邦人、NGO、外交団の間のコーディネートを行ってまいりましたことから、同様に本町職員のみならず、議員の皆様、企業の皆様、町民の皆様とも連携をして、よりよいまちづくりにつなげていけるよう足を運んで、町民の皆様の声を聞いていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 竹島基量君 登壇）

○住民福祉部長（竹島基量君） 続きまして、第2番目、「認知症の対策・取り組みについて」のご質問にお答えをいたします。

高齢化社会の進展に伴い、増加する認知症高齢者の方々への対応については、支援体制の強化や認知症への正しい理解の普及啓発など、議員お述べのとおり、喫緊

の課題であります。

本町における認知症高齢者につきましては、ことし9月末現在で990人おられます。これは介護認定の際に提出される主治医の意見書において、日常生活の自立度がランク2以上と診断されている方々でございます。

この判断基準のランク2と申しますのは、日常生活に支障を来すような症状、行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できるというレベルですが、該当する方は年々増加傾向にあります。

そこで、本町の認知症の対策、取り組みについてのお尋ねでございますが、現在、本町では、田原本町高齢者福祉保健計画及び第7期介護保険事業計画に基づき、認知症対策に係るさまざまな施策を実施しているところでございます。

まず、認知症に関する理解の促進や相談の充実を図るため、認知症の方やそのご家族を見守り支援する認知症キャラバン・メイトによる認知症サポーターの養成をはじめ住民の方々や地域団体、介護保険事業者等に対する講座や講演会を開催するとともに、認知症を正しく理解し、認知症の進行状況に応じて利用できるサービスや支援をまとめた認知症ガイドブックを、町役場をはじめ地域包括サポートセンターや田原本町社会福祉協議会などで配布しております。

また、速やかに適切な医療、介護等が受けられる初期の対応ができるように、認知症初期集中支援チームが訪問し、支援を包括的、集中的に行い、かかりつけ医との連携を図っております。

さらに、徘徊高齢者対策として、徘徊行動のある方の情報を地域包括支援センター及び警察に事前に登録する「あんしん登録カード」を導入するなどの取り組みを実施しております。

これらのほかにも、地域の方々や関係機関のご協力を得ながら、認知症のさまざまな対策、取り組みを行っており、今月号の広報「たわらもと」の特集記事でも紹介をさせていただいております。

認知症の高齢者の方々が住みなれた田原本町で生活していくためには、行政や民間事業所のサービスに加え、地域の方々のご理解と見守り等の支援が必要であり、その仕組みづくりに努めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 10番、竹邑議員。

○10番（竹邑利文君） 副町長、ご答弁ありがとうございます。

前町長からの大きな事業はほぼ終わり、森町長の政策実行中です。過去の定住自立圏でも、私は天理市議会から資料提供と協力要請を受けました。前町長に一般質問しました。前町長の答弁は本町にとって「全くメリットなし」と拒否されました。しかし、森町長にかわり即加入されました。決断の速さは評価してよいと思います。県下でも、珍しい子どもたちのためにスケートボードパークを創立されました。よき政策の一環と想定します。

これから福祉、教育型の政策に移行されると想到します。今回のタワラモトンタクシーはやや拙速の感があるが、タクシードライバーに聞くと七、八月は非常に売り上げが上昇しうれしかった。しかし、月がたつと下降ぎみだ。利用者に聞くと日、祝日と時間の撤廃ができないかと、高齢者に聞くと金額的にいつまでも利用できないと、新聞記事においては「好発進」と記載されている。肯定もあれば否定の意見もある。しかし利用者増となれば予算措置はどうされるのか、お答えください。

小林部長、ご答弁ありがとうございます。

従来 of 土木、投資型財政から環境、福祉、教育型財政への転換が課題だと思う。しかし、バブル崩壊後は少子・高齢化で環境、社会教育、地域福祉などソフトな行政サービスへの需要が高まっている。しかし成熟社会の自治体の運営としては、新たに建設事業を行うのではなく、既存のインフラの維持管理に力を入れ、長期にわたって活用する政策が必要になります。つまり投資的経費をふやすより、維持補修費を充実させる政策への転換です。改善策としては、投資的経費、補助費等や物件費を見直し、最後に義務的経費の見直しが課題となります。

以上、述べた私見に対してどのように考えられるか、お答えください。

本町において、過去に不祥事はありませんでしたが、過去は清算し、よりよき田原本を目指して、ガバナンスと内部統制、リスクの可視化、コンプライアンスの遵守、管理監の検番をよろしく願います。ありがとうございます。

国にあり、地方にない部署は外務省と防衛省で、外務省から派遣されて違和感がありますが、本町のさらなる発展に寄与してください。

役場の業務は、8割は国・県の業務委託に等しい、前回は質問したんですが、役

場の組織は目的別、条例も目的別、予算も同じ縦割りである。前回の町長の答弁では、部長級以上で構成、重要な施策、事業は政策調整会議で行っていると答弁をもらいました。職員に聞くと他の部署から冷たい返事、全く今までと変わりなく、参事が就任されてまだ2カ月だが、行政需要の多様化において縦割り行政は参事として肌でどう感じておられるか、お答えください。

認知症というのは、病名ではなく、脳の知的な働きが継続的に低下して、日常生活に支障を来す症状です。実行機能障害は中核症状です。厄介なのは、周辺症状（BPSD）幻覚、妄想、興奮である。家族、医者まで敵になります。29年の奈良県の認知症の行方不明者は過去最多の302名です。素早い対応が無事につながると検察庁は言っている。

徘徊事故による賠償へ支援するため、大和市、大府市、小山市、神戸市、久留米市は実施済みです。本町は、加入予定はないですね。高齢者が約5分で、簡単なテストで認知症機能チェックできるクラウドサービスを展開する業者も参入してきた。機器は約1万5,000円で、団塊の世代が全て75歳以上になる2025年に認知症予備軍は1,500万人に達する。本町も機器の購入、与える考えはあるか、またふえつつある認知症カフェを運営する考えはあるのか。人事異動も激しいので、業務手順書の作成等をしておられるのか、お答えください。

○議長（植田昌孝君） 町長公室長。

○町長公室長（植田知孝君） タクシーの件につきましては、私のほうからご答弁させていただきます。

お尋ねのタワラモトタクシーのことでございますが、7月に移行して以来、登録者は11月末現在で3,317人、10月までの月平均利用者数は2,705人となっており、おおむね利用が安定してきた状況で、下降傾向の状況という認識はございません。これまでももたろう号に寄せられました意見等で停留所までの移動や予約時間といった課題を解消し、利便性の向上を図りましたことで、10月末時点での実利用者数は1,698人となり、53.3%の実利用者率となっており、もたろう号の実利用者率16.3%と比較して、移動に制約のある方々に占める実利用者率は大きく増加をいたしております。

この移行によりまして、外出に困難を抱えておられるにもかかわらず、今までお

使いいただけていなかった高齢者の方々や子育て世帯の方々にも有効にご利用いただいているものと考えております。

制度の開始から5カ月が過ぎましたが、県内の3自治体の職員さんや県内外の4町の議会様から視察に来ていただいております、また県内の市町村職員がそれぞれの市町村の政策についてプレゼンテーションを行う奈良県政策自慢大会でも15市町村中3位に評価されるなど、大きな注目をいただいているところでございます。

拙速ではないかのご意見についてでございますが、これまでも申し上げておりますように、予算も含めまして二、三年程度は実証的に運用し、じっくりと状況を見ながらしっかりと精査したいと考えておりますので、むしろ時間をかけて長く継続できる制度にしていくためのスタートと考えております。

ご質問の予算につきましては、今の利用状況から見ますと、今年度に予算計上した予算額により、十分執行可能な状況でございます。この助成経費に係る国からの支援につきましても、移動制約者に対する移動支援という意味では、これまでの制度と何ら変わりはありませんので、国へ支援制度の構築を要望しているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（植田昌孝君） 総務部長。

○総務部長（小林昌伸君） 投資的経費から維持補修費への充実をとのご質問でございます。

本町の第4次総合計画の基本施策となりますさまざまなまちづくりを推進していくためには、先ほども申しましたように、中学校給食施設等整備事業等の投資的経費もたくさんございます。これらの価値ある投資を効果的、計画的に進めつつ、財政改善にも向け、事務事業の削減、見直しを行い、多様化、高度化する住民ニーズに対し、最小限の経費で最善の行政サービスを提供できるよう効果的な仕組みを構築するとともに、公共施設の個別施設計画の策定等を進めまして、中長期的な維持補修等を図ってまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長（植田昌孝君） 町長公室参事。

○町長公室参事（村上玲子君） 竹邑議員の2回目の縦割り行政の肌感覚のご質問に関しましてですけれども、今般の人事交流は内閣府の地方創生人材支援制度によるもので、派遣元の内閣府とは日々連携をし、地方創生に関するさまざまな情報提供

や指導を受けております。

また、1点、補足させていただきますと、出身の外務省は東京霞が関のほか、成田、沖縄、大阪にも分室を持っております。大阪分室は関西の国際化推進の受け皿として積極的に取り組んでおります。地方創生人材支援制度が開始されてから、小職が外務省から初めての関西圏の自治体への派遣者となりまして、外務省大阪分室とは日々連携も行っているところでございます。

日本政府はまた、東京一極集中型社会を是正すべく、国の機能や会議を関西に誘致する等の政策を行っております。来年6月のG20首脳会談を大阪で開催、ラグビーのワールドカップ、2025年の大阪万博と人の流れを関西に向けられるよう外務省としても推進しております。

こうした中でインバウンドの誘致、外国人人材の活用、中小企業の海外進出等の点で、外務省が自治体と直接連携をするということも求められておりますので、田原本町のにぎわいづくりに寄与できるよう、私としても努めてまいりたいと考えております。

ご指摘の縦割り行政の解消につきまして、町長公室が新しく設置されて以降、町長公室が核となり、所管となる課とのたび重なる協議を経て調整することにより、業務の押しつけ合いが少しずつ減っておるものと確信をしております。やる気に満ちあふれている職員は高い情報処理能力や調整能力を持っていると感じておりますので、このような能力が発揮できるような職場環境づくりに寄与できないかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島基量君） まず、徘徊高齢者を被保険者とした損害賠償保険の保険料を公費で負担する事業につきましては、議員お述べの神奈川県大和市が平成29年11月から開始し、現在までに全国で5団体ほどが導入しており、認知症の高齢者を介護されているご家族の負担の軽減に役立つものであると聞いております。

また先日、神戸市がさらに被害者の救済を盛り込み、財源として市民税を1人当たり年400円増額するといった神戸モデルを制度化いたしました。

現在、本町では、先ほど申し上げましたように、徘徊高齢者対策として、あんし

ん登録カードなどの取り組みを行っておりますが、認知症施策を総合的に推進していく上で、賠償に備えての対策につきましても、先進自治体の情報収集に努め、研究してまいりたいと考えております。

次に、認知症をチェックできる機器については、認知症は早期発見が重要であることから、奈良県では物忘れ相談プログラムの貸し出しを行っており、この機器を借り受け、去る12月3日に町民ホールで開催いたしました認知症講演会で来場された方々にご利用いただいたところで、今後もこのような活用を進めてまいりたいと考えております。

また、認知症カフェにつきましては、国のオレンジプランにおいて、各市町村の実情に応じて実施することを推進しておりますが、現在、町内では特別養護老人ホーム田原本園において、毎月第3日曜日の午後、認知症の方やそのご家族の支援の充実を図るため地域のボランティアの方々が参加され、開設されております。

なお、人事異動に際しましては、議員お述べの業務手順書は作成しておりませんが、事務引き継ぎ規定によります事務引継書を策定しております。

以上でございます。

○議長（植田昌孝君） 10番、竹邑議員。

○10番（竹邑利文君） 村上参事も田中管理監も議場での初答弁ありがとうございました。

財政改善につきましては、私は自主財源の安定確保だと思います。依存財源は不安定だと思われれます。地方債に関しては、起債してでも将来に投資するか、支出抑制して、将来の世代に任すか、2つの考えがあります。これはもう町長の判断になると思います。

認知症に関しては、全ての住民が受傷する可能性があり、全町を挙げて予防に取り組むよう努力しようではありませんか。

町長の政策の少子・高齢化対策に向け、全力で議会とともに田原本をよりよきまちにしようではありませんか。

ありがとうございました。

○議長（植田昌孝君） 竹邑議員、答弁はいいですか。

○10番（竹邑利文君） 結構です。

○議長（植田昌孝君） 以上をもちまして、10番、竹邑議員の質問を打ち切ります。
続きまして、1番、梶木議員。

（1番 梶木裕文君 登壇）

○1番（梶木裕文君） おはようございます。

議長のお許しをいただきまして、一般質問をさせていただきます。

まず、1点目の災害対策について質問いたします。

ことし、平成30年は、例年にもまして特に災害の多い1年だったと感じております。まだ記憶に新しい9月6日3時過ぎに、北海道を襲った北海道胆振東部地震において、全道停電ブラックアウトの大規模停電が発生し、そのわずか2日前の9月4日には電柱が1,000本以上倒れ、関西圏を中心に大規模停電をはじめ甚大な被害が発生した台風21号の上陸。7月には、西日本を中心に広い範囲で記録的な集中豪雨が発生した西日本豪雨災害。6月18日の早朝に起こった大阪府北部地震、そのほかに8月23日には強い勢力を維持したまま日本に上陸した台風20号や9月30日には非常に強い勢力で日本列島を縦断した台風24号と、6月から9月だけで、こんなにも日本各地に甚大な被害を起こした災害が発生いたしました。北海道地震以前と以後では、多くの方が災害に対する意識が変わったことだと思います。

1つは、地震に対する備えです。地震大国の日本では、耐震性能を備えた住宅や比較的災害に強いインフラにしていたことから、地震が来ても比較的被害が抑えられてきました。しかし、北海道地震では、大きな揺れから、多くの地域で多大な被害を受け、この経験から地震に対して油断してはいけないという心構えに変化が起きたことだと思います。

そしてもう一つは、インフラが停止するという事態について備えなければいけないということです。北海道の地震では、震度7を観測した厚真町や震度6弱のむかわ町など、被害の大きかった地域では、少なくとも1週間以上の停電期間が発生したことから、深刻な電気不足に陥りました。

このさまざまな災害により停電した数とはいいますと、西日本豪雨では約7万5,000戸、台風21号では約240万戸、北海道地震では約295万戸、台風24号では約180万戸と報告されております。

私たちの暮らしは、さまざまな自然災害の被害を受けています。近年よく耳にする局地的豪雨もその一つで、地球温暖化の影響もあり、発生回数は10年間で1.4倍へ増加しており、降水量が少ない地域でも頻発する傾向にあります。

また、夏から秋にかけて、日本を襲う台風も強さや大きさ、回数が増大しつつあります。

さらに、いつどこで起きてもおかしくないと言われるのは巨大地震です。四国から東海沖の海底に伸びる南海トラフは100年から200年周期で発生します。直近は1946年の昭和南海地震ですが、その東端に当たる駿河トラフでは160年以上が経過しており、万一の場合に備えた対策が求められています。

今回は、災害発生時の備えとして、停電に対する本町の備え、取り組みについてお聞きしたいと思います。

災害発生時に、行政や企業の活動が機能停止に陥るのを未然に防ぐBCP（事業継続計画）において、停電対策は極めて重要であります。

そこで、1つ目の質問です。

災害時における停電対策について、本町としてどのような対策をしているのかお聞かせください。

また、本町にある指定避難所15カ所のうち、自家発電を設置している施設は何か所あり、その自家発電の非常電源の使用可能時間をお聞かせください。

災害が起こった際、地域住民のため、学校、体育館などの公共施設が避難所になります。避難所生活には、食料や水といった生命維持のための物資が必要ですが、それだけでなく照明、空調、情報通信といったインフラ機能も必須となります。情報通信において、迅速な避難行動につなげるための災害情報の入手や救援要請、安否情報確認などを発信する手段として、防災行政無線設備や携帯型ラジオ、携帯電話、スマートフォンなどが必要です。指定避難所以外では、高齢者や障害者の避難先として、老人ホームや特別支援学校なども避難先になるケースがあります。これらの施設も体育館など公共施設同様、いざというときの電源確保が求められます。

また、小さな子どもを預かる幼稚園、保育所なども万一の災害時に子どもを守るための電源は必要不可欠です。

本町における田原本町地域防災計画第4編地震災害応急対策計画の第2章、初動

期の応急活動の第6節、避難所の開設、運営の中で、災害による家屋の損壊等によって、避難を必要とする住民を臨時に収容する避難所を開設し、良好な生活環境の確保に配慮した円滑な避難所運営ができるように努めるとおっしゃっております。避難者が安心して避難できること、明るくなるまで必要最低限の電力を絶やさずに確保し、避難者が安全、安心な状態で避難できる環境を整備することが大切だと思います。

続いて、2つ目の質問です。

現在工事中であります旧清掃工場解体工事について質問いたします。

建物等の解体もほぼ終了し、これから地下ピットや既存杭等の撤去工事に入っていくものと思っており、一般質問を予定しておりましたが、今定例会において、清掃工場解体工事請負契約の変更契約締結についての議案が提出されました。

工事の件につきましては、厚生建設委員会に所属しておりますので、詳細については委員会でお聞きしたいと思います。

そこでお聞きします。

議案の説明では、既存杭、ピットの解体工事をやめるとおっしゃっておりますが、私は撤去するべきと考えますが、杭、ピット等を残すことになった経緯をお聞かせください。

2点目の地質調査につきましては、過去一般質問でもお聞きしておりましたが、方針等にお変わりがないか、改めてお聞きいたします。

以上で私の一般質問とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 総務部長。

（総務部長 小林昌伸君 登壇）

○総務部長（小林昌伸君） 1番、梶木議員の第1番目、「災害対策について」のご質問にお答えいたします。

まず、災害時における停電対策についてでございますが、災害時に災害対策本部を設置する役場庁舎につきましては、自家発電装置を設置しております。この装置によりまして、最低限の電力を確保し、情報収集に必要な設備やMCA同報通信システム、メール配信システムなど、住民への情報伝達設備、県との情報ネットワーク設備などを稼働することができ、最大約10時間、電力供給を行うことができます。

す。

また、停電時の避難所の対応といたしまして、発電機による電力の確保を考えております。

なお、電力供給元の関西電力では、9月4日に襲来しました台風21号による甚大な被害を教訓とし、同月14日に台風21号対応検証委員会を設置され、停電の早期復旧、お客様対応、自治体との連携の3点の課題を抽出されました。

現在これらの課題に対しましての対策の立案、具体化を進めておられます。今後も関西電力と停電対応について協力し、協議、検討を進め、減災につなげてまいりたいと考えております。

次に、本町指定避難所のうち、自家発電を設置している施設はについてでございますが、指定避難所のうち、自家発電設備を整備しているのは、田原本青垣生涯学習センター、中央体育館の2カ所でございます。

この自家発電設備は、停電が発生した際に自動的に発電を開始し、電気の供給を行うもので、避難所での照明設備など最低限必要な電気を供給いたします。

また、一部の小学校等には、太陽光発電設備が設置されており、災害等の停電により売電できなくなった際には、当該施設での利用が可能となります。

なお、避難所への自家発電設備の整備につきましては、国の補助金等を活用しながら、今後設置等、進めていけるよう検討してまいります。

同様に、可搬式の発電機につきましても、現在15台保有しておりますが、停電時の対応等、必要台数を検討し、順次ふやしていきたいと考えております。

次に、自家発電の非常電源使用可能時間についてでございますが、自家発電設備の非常電源の使用可能時間は、田原本青垣生涯学習センター、中央体育館ともに2時間でございます。しかし、継続的に自家発電設備を使用する対策としまして、本年4月11日に、奈良県石油商業組合中和支部田原本ブロックと災害時等における燃料供給等に関する協定書を締結しており、優先的に燃料を提供してもらえることから、延長発電が可能であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 産業建設部長。

（産業建設部長 三浦 明君 登壇）

○産業建設部長（三浦 明君） 続きまして、第2番目、「旧清掃工場解体工事について」のご質問にお答えいたします。

既存杭を残すこととなった経緯といたしましては、当初の旧清掃工場解体工事の実施方法は、既存杭等全て撤去の方向で考えておりました。跡地利用を検討する中で、平成29年11月17日に開催いたしました第1回跡地利用検討委員会で、解体後の跡地利用方法は、防災公園として活用すると、方向性が決定されました。平成30年1月31日に開催いたしました第2回検討委員会では、防災機能として備蓄倉庫、避難拠点といった機能及び公園での運動機能などについてのさまざまなご意見をいただきました。

ご意見を参考に調査、検討した結果、残して有効利用できる地下構造物として、雨水貯留タンクや、梁及び杭などが該当すると判断いたしました。

次に、引き抜き工事施行前における地盤調査の必要性についてですが、地盤調査につきましては、過去の答弁でいたしましたとおり、清掃工場建築ときに、建屋面積以上の大規模な掘削が実施され、地下梁や地下施設の施工されていた経緯の中で、建屋面積、掘削のり面までは撤去されていると見込んでおりますので、地盤調査は実施する予定はありません。

なお、環境調査や水質調査に関する地表面や一部掘削などの調査は、継続的に進めていく予定であります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 1番、梶木議員。

○1番（梶木裕文君） それでは、幾つか質問いたします。

まず、1点目の災害対策について再度質問いたします。

最近、地震や台風等の自然災害で長時間の停電が生じています。東京都が、平成23年、訪問看護ステーションを通じ、東日本大震災後の人工呼吸器及び呼吸器使用者の実態調査をまとめたレポートによりますと、回答率は85.8%で、都内在宅の人工呼吸器の使用者は、平成23年6月1日現在842人、その中で内部バッテリーなしで呼吸器を使用しているのは294人、3人に1人の割合です。レポートでは、内部バッテリーを所持していない294人は、停電と同時に人工呼吸器が停止するため、その対応策を求めています。

また、人工呼吸器は、内部バッテリーだけでは、持続時間が限定されるため、外部バッテリーも必要です。しかし、約40%弱の方が外部バッテリーを持たず、レポートでは特に外部バッテリーを準備するよう指導は必要で、調査時間での人工呼吸器使用者の停電等への備えは、十分ではないと結んでいます。

2年前の熊本地震で見逃せないのが停電時間です。平成28年4月16日の本震直後、最大47万6,600戸が停電、12時間経過しても10万戸以上、24時間経過しても5万戸以上が停電状態で、最終的に停電が解消されたのは本震から丸4日後です。

このように大規模災害時では、電力の復旧までかなりの時間を要します。人工呼吸器、吸引器を使用している方にとっては、停電が命の危険に直結します。まず停電が起きて命にかかわる病気、心臓病、透析患者等をお持ちの方に使っていただくための対策が必要です。

熊本地震では、医療機関の受け入れ態勢が整わずに、心臓病を患っている少女がペースメーカーを稼働させ続けなければ生きられないのに、病院には受け入れてもらえず、残念なことに少女は亡くなったということがありました。電気が必要な病院では、重病患者が優先で、それはもちろん大事です。軽度の患者は後回しということが原因でした。このような悲しいことは、二度とあってはなりません。わずかな電気さえあれば生存できた人が、電気がないことで亡くなるといった不幸を繰り返してはなりません。

そこで、お聞きいたします。

本町では、東京都と同様の調査は行われているのでしょうか。また、人工呼吸器、吸引器を使用している方が災害時、特に停電時にどう行動し、どう電源等を確保するかについて指導等も行われているのでしょうか、お答えください。

難病や呼吸器疾患で人工呼吸器、酸素濃縮装置などを在宅で使用している患者は年々ふえています。停電が起きれば酸素の吸入はできなくなり、直ちに命の危険にさらされることとなります。予備のバッテリーや酸素ボンベがあれば二、三時間の停電は何とかしのげると言われているが、義務づけられているわけでもないので、そのような備えをしているかどうか、患者によってまちまちという状況です。

いずれにしても、在宅で人工呼吸器や酸素濃縮装置、また痰の吸引器を使ってい

る方にとって、停電は命にかかわることです。本町では、人工呼吸器や酸素濃縮装置等の在宅医療機器を使用している町民をどのように把握しているのかお聞かせください。

次に、清掃工場解体工事について質問いたします。

先ほどの答弁では、杭を残すことになった経緯としては、跡地利用を検討する中で、防災公園として活用すると方向性が決定されたと。そしてそこでいただいたご意見を参考に、調査、検討した結果、既存の杭やピットを残して有効利用できる判断をしたとおっしゃっております。

では、お聞きいたしますが、なぜ今ごろになって、このような大きな設計変更をしてまで、地下埋設物を残すといった方向に進んでいったのですか。それで、調査、検討した結果とおっしゃるなら、どのような調査をされたんですか。この提案は町単独で基礎部分の撤去をやめるという判断をなされたのですか。いろいろな意見を集約して決めたとおっしゃるなら、それは誰に聞いて判断されたんですか。何を基準に何を根拠にこういった方向性を決められたのか聞かせてください。

今回の提案がなぜ今ごろになって出てきたのか、全く理解できません。昨年12月定例会、ことし3月定例会において、私がここで一般質問したときの当時の部長の答弁では建物、地中梁、基礎杭、地中埋設管、表層アスファルト、旧清掃工場の構造物を広範囲で掘削撤去するとおっしゃっておりますよね。今までこの議会で答弁されてきたことは何だったんですか。今回の提案理由だけでは説明不足です。みんなが納得いくような説明を聞かせてください。

そして、いつのタイミングでやめるといった判断をされたのですか。今回の件について清掃工場公害モニター委員会の地元の住民の方に説明をされましたか。建物の解体工事が終了し、埋設物の撤去作業を始めたときに、ごみやダイオキシンが出てきたから埋設物の撤去をやめると、そういったことになったんじゃないんですね。そして杭を抜くことによって、周りに影響があるから、杭の引き抜きはやめるとおっしゃっておりますが、ではどのような影響があるのか、詳しくお聞かせください。

以上です。

○議長（植田昌孝君） 総務部長。

○総務部長（小林昌伸君） 梶木議員のただいまの質問でございますが、東京都の人

工呼吸器のアンケートにつきましては、ただいま本町では行っておりませんが、先進地の事例等を含めまして、検討をさせていただきたいと考えております。

また、医療機器等を使われておられる町民さんについても、把握しておらないのが現状でございます。こちらのほうにつきましても、こういった形で把握するか等含めまして、検討させていただきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（植田昌孝君） 産業建設部長。

○産業建設部長（三浦 明君） まず、なぜ今ごろになってということで、判断した時期とあわせて答弁させていただきましても、先ほども申しましたように、昨年11月から解体させていただいているわけでございますけれども、跡地利用検討委員会におきまして、方向性が出てきたのがその辺でございます、具体的に2回目の1月に検討委員会のほうでこういった施設をつくっていく、それからその後もう1回、検討委員会をさせていただきまして、それで大まかな施設がどれくらいになるかというふうなところで、その辺の時期から地下の残置物についてどれだけあるのか、こういったものがあるのかということで、もう一度検証させていただきましたら、地下に40センチから50センチの深さ12メートルから15メートルぐらいの杭が255本ぐらいあるということで、そういったものを何とか活用できないかと専門家や行政弁護士さん等々にもご意見を聞かせていただきますと、現在悪い影響を及ぼしていることがなく、有効活用できるものであれば、利用ができるということです。

それから、根拠ですけれども、地下工作物におきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律でも、不要になったものは原則撤去するというふうなことになっておるわけでございますけれども、それを周辺的生活環境の保全に支障が生じることなくかつ有用性がある工作物、これを有用工作物というわけでございますけれども、それは法の適用外になるということで、お聞きしております。そういったものを根拠に残置して、再利用するというところで考えておるところでございます。

以上でございます。（「部長、地元の説明したかどうか、杭を引き抜いた影響とか答えられていない」と議長呼ぶ）

すみません。地元への説明でございますけれども、今回議案として提出させていただいておりますので、ご議決いただけましたら、地元自治会、それから清掃工場

跡地利用検討委員会、公害モニター会議、移転問題対策委員会等々でご説明をさせていただき予定でございます。（「影響はあるのかないのか、杭を引き抜いた影響」と呼ぶ者あり）

すみません。基礎部分をはじめ大方梁とか、杭でございますけれども、土地が崩れないようにする土どめ機能とか、陥没防止の役割にボーンピットとか受水槽などは雨水貯留のタンクとして残置できるものと判断して、それを残置することで滑落防止の役割、土どめ機能の役割が果たせると理解しているところでございます。

（「全く違うじゃないですか、答弁の中身、掘ったら影響出るということになっている、順序が反対だ」と呼ぶ者あり）

○議長（植田昌孝君） 1番、梶木議員。

○1番（梶木裕文君） それでは、幾つか質問いたします。

まずは、災害対策についてですが、停電対策として工事用の発電機を使用して、電源の確保を図るのはもちろん大切ですが、工事用は操作方法が複雑で、扱いにくいといったさまざまな問題があります。電気がなければ命にかかわる方のためにも、避難所にはすぐに電気を確保できる機器を導入するべきと考えます。

例えば最近では、災害時の停電に対応するべく、避難所に簡易に設置できる小型の蓄電池が発売されております。今ではさまざまな蓄電池があり、中でも産業住宅用のリチウム蓄電システムの5キロワットの容量がある蓄電池の場合は、非常に簡易的に設置でき、コンセントに差ししておくだけで充電ができます。停電時にはこの本体のコンセントに差し込むだけで電気機器を使えるので、いざというときの電源確保にすぐに役に立てるものも出てきております。

この5キロワットの蓄電池システムは1台約100万円ぐらいで、この蓄電池1台当たり、例えば消費電力100ワット必要な酸素濃縮装置の場合ですと、1台で1人だと約50時間使用することができます。また、コンパクトで重量も軽く、手軽にどこにでも設置できるので、とても便利なため、各施設に導入されております。

本町にある避難施設15カ所全部に一度に設置するのは難しいと思いますので、まずは3年計画で全ての避難所に設置する計画を立てるとか、例えば校区に分けて、ことしは1校区、1つの避難所に設置する。1カ所で100万円かかるので、ことしはここを5校区分に500万円の予算をつけるとか、そういった命にかかわるこ

とには予算をつけて、ぜひ実行していただきたいと思います。これについて答弁は結構です。

次に、清掃工場解体工事について質問します。

今の答弁でも全然納得いかないんですけれども、このような大事な案件を議員とか、地元の住民に何の説明もないままできていますよね。これじゃ関係各位、非常に軽視したものだと思いますよ。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

この問題だけでなく、町としても町長は政治家として、今後も全てにおいてこのような行動をとっていくおつもりですか、委員会、住民に何の説明もない、こんなんで委員会なんか必要ないんじゃないですか。委員会、地元を完全に無視しています、ばかにしていますよ。地元対策もちゃんとせず、こんな大事なことを簡単に行政だけの判断でするのはおかしいと思います。

先ほどから答弁を聞いていますと、くさいものにふたをする、そんなふうには感じません。6カ大字の皆様には説明されていないんでしょう。約束はどうするんですか。何年も前から話し合いしている委員会の中で、清掃工場を解体するときには、埋設物も全て撤去して、そして掘削して、新しい購入土に入れかえて、きれいな状態に戻すとおっしゃっていたんじゃないですか、違いますか。この件についてどういうお考えか、お聞かせください。

このままだと、住民の約束を全然守っていないことになります。先ほどからの答弁では、この跡地利用としては防災公園で検討しているため、跡地に杭があっても、新しい建物は建てないために問題はないと、そのような回答に聞こえます。これから何十年か先にここに何か施設が必要なきが来るかもわからないじゃないんですか。もう二度とこの土地には何も建てないと言い切れるんですか。今やるべきときにやることをちゃんとやらないといけないと思います。今後、この場所で何か必要な建物を建てる、その必要性がゼロではないはずですが。このままのやり方で進めていくと、必ず先に大変なことが待っていると思います。次の世代に迷惑をかけないためにも、当初の計画どおり進めませんか。撤去して、進めていきましょうよ。一度、議案を取り下げるべきではないでしょうか。発注当初から考えられたのに、なぜこのタイミングで出てくるのか、本当に理解に苦しみます。

先ほどからの答弁だけでは、私は納得できません。どのような検証をして、この

ような結論に至ったのか、お聞かせいただきたい。先ほど質問した、調査検討の件でもまだ回答はいただけていないと思います。もしこのような状態で埋めて、次の事業を進めたい、この案件に賛成してもらいたいというのであれば、みんなが納得する説明をいただきたい。

そこで、最後にお聞きいたします。

この土地は、安全で、何もややこしいものがない、このごみ、ダイオキシン問題については心配ないと町はおっしゃいますが、私も地域住民の皆様も、あの土地にはごみが埋まっているという心配をしております。それを払拭するために、一度現場で立ち会いをして、掘削をして、現状の確認をするべきだと思います。

ことし6月定例会の吉田議員の質問で、「ピットの下、事務所の下を地元の方と確認しますか。建物以外の土地のボーリング調査をしますか。」にこの時の部長の答弁では、平成30年8月末までは、関係者であっても安全装具を備えたものでないと立ち入ることができない。しかし9月に実施する基礎部解体工事中の安全性が確保できるタイミングで、解体施工者、地元の方、田原本町との日程調整がまとまった場合には、ピットの下や事務所の下の確認を行っていただくのは可能であるとおっしゃっておりますよね。今がそのときだと思います。一度立ち会いをして確認をしましょうよ。町には安全性を立証する必要、責任があると思います。ちゃんと確信を持ってから決めましょう、町長試掘をやりますか、やりませんか、回答してください。

私は、このままごまかしたまま進めるべきではないと思います。今まで答弁してきたことと正反対のことをしています。みんなで立ち会いしてから決めませんか、みんなに集まっていただき、目の前で掘った状態、現状を見てからでも全然遅くないと思います。それできれいさっぱりみんなが納得すれば、何も出てこなければ、もう一度議案を提出すればいいんじゃないですか。

町としても、以前からの答弁、今の答弁でもこの場所にはごみはないと思う。清掃工場の建設時にきれいに撤去したと聞いていると、そういった想像の答えしかできないままじゃなく、今後、自信を持って発言できる、この施設にはごみ、ダイオキシンといったものがなく、安全な場所と言えるようにしましょうよ。百聞は一見にしかずといいます。確信が持てなければ確信が持てる方法でいきましょうよ。ポ

ーリング調査には時間、お金がかかると思うので、即座に結果がわかる方法、コンボを持ってきて掘るだけで結果がわかると思います。みんなが不安に思っていることを払拭してから進めるべきです。地元の方も非常に関心を持っていることです。ぜひ実行していただきたい、そのように思います。

以上、答弁をお聞かせください。

○議長（植田昌孝君） 町長。

○町長（森 章浩君） まず、地元の住民の皆様にご協力をいただき、昭和60年から33年操業をさせていただきました清掃工場も、平成28年度、御所市にあるやまとクリーンパークでの操業開始とともに、操業停止をさせていただきました。地元の皆様方には長年お世話になり、まず感謝を申し上げたい、そう考えております。

まず、その操業の間に関しまして、地元の皆様と協議を重ね、4回の操業延長をしてきた経緯も理解しております。その経緯において、その都度、交わしました確約書、契約書に基づき、現在も補償工事を土地の所有者の方と同意のできた箇所から、まだ道半ばであります。順次進めさせていただいております。

地元の皆様と結んだ協定書を遂行するまで、清掃工場を残すという計画もございましたが、早期に解体すべきと判断し、平成29年度当初予算で清掃工場解体経費を計上させていただきました。その際、既存杭、ピットも撤去するための予算計上をさせていただいております。と同時に、限られた公有資産を有効に利用するためにも、清掃工場跡地利用検討委員会も開催していただき、今後の土地利用についても話し合いをさせていただいていた経緯がございます。その中で、今後高まる災害リスクに対応するため、防災公園設置に向けた意見が集約され、町としても同じ思いでありました。

その経過の中で、機能的護岸保全、費用的な観点から、地中埋設物である既存杭、ピットも再利用できるという専門家のアドバイスもいただき、処分費用が減額でき、利用価値のあるものであれば、撤去するのではなく、再利用するのが効果的であるという意見もいただきました。

また、町の判断だけでなく、第三者、奈良県行政弁護士にも確認をとり、行政手続上の問題もなく、経済負担も少なく、有効的な再利用という観点であれば、既存杭とピットの利用もできるであろうという考えであります。

行政の立場から考えますと、費用も削減でき、再利用できるものであれば、なぜ使わないのかという問題も出てきます。今後の利用を考えると、地中埋設物は不要なものではなく、有用な資産と考えられ、有効活用していきたいと、現時点では考えております。

しかし、梶木議員がおっしゃられる内容も理解をしております。ただし、清掃工場の解体事業とごみの埋設の問題は別であると、私は判断しております。試掘をするということであれば、別の予算を計上させていただき、調査をするということになりますので、そこはまた検討をしていきたい、そう考えております。

現在、清掃工場の解体ということで考えますと、住民の皆さんが安心して暮らせる環境をつくっていくのが必要であるという前提は変わりません。年2回開催している公害モニター委員会でも環境カウンセラーに参加していただき、毎回環境負荷データを公表させていただいております。操業を停止した後も継続して開催し、環境調査、水質調査も継続的に進めております。その数値が、異常値を示すことがあれば、当然対応を検証していかなければなりません。現在私が言えることは清掃工場解体に関しましては、このように議案を出させていただきました。しかし、梶木議員の言われることにも、理解をさせていただいております。今後そのような調査が必要であれば、検討を進めてまいりたい、そう考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 梶木議員、今答弁ありましたけれども、梶木議員は厚生建設委員会に所属されておりますので、細かい質問についてはその委員会でお願ひしたいと思います。よろしくご理解ください。

以上をもちまして、1番、梶木議員の質問を終わります。

続きまして、4番、村上議員。

（4番 村上清司君 登壇）

○4番（村上清司君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

平成30年も師走を残すだけとなりましたが、地球温暖化の影響とも見受けられる自然災害として、台風が26号まで発生し、さらに震度5以上の地震が9回ほど発生しており、今まで以上に日本全土に自然の驚異が多く発生しているように見受

けられています。

特に、6月18日に起きた大阪府北部地震、8月28日に上陸した台風21号、9月6日に起きた北海道胆振東部地震などの現状を見れば、もし田原本町で発生していたならば、想像を絶する惨事と考えてしまいます。

また、一昨年の熊本地震では、気象庁震度階級では、最も大きい震度7が発生し、多くの文化遺産が倒壊し、その惨状は悲惨なものでありました。その状況を想定し、去る8月5日に奈良県防災総合訓練が田原本町で行われました。訓練の目的として防災関係機関等の連携強化及び住民の防災意識の高揚を図っております。

そこで、防災訓練についてお伺いたします。

今後も、田原本町の防災訓練を実施されると思いますが、どのような訓練を行い、関係者との連携をどのように、そしてそれらを住民がどのように防災意識の高揚につなげていけるように考えていくのか、答弁を求めます。

へり訓練など、目立ったものには関心を持たれていたかもしれませんが、田原本町住民がどれだけ関心を持って参加されていたか、いざ災害が起きてから戸惑い、自治体への要望や不満が山積みされないように、防災計画の充実も図っていただきたいと思います。

次に、私は、災害が未然に回避できるのは、総合的には災害に強い土地利用であると思います。河川や空家、空き地、低地、官公庁敷地など、土地の利用活用形態も含めたハザードマップとして構築していかななくてはならないと考えておりますが、現在のハザードマップを今後の災害回避、減災対策に活かされるのか、今後検討されていくのか、答弁を求めます。

次に、現状の災害時に一番困ることは、情報伝達や避難生活の送り方であると思います。災害時に携帯電話の電池切れなどで連絡ができないと多く聞いておりますが、家庭用電気コンセントが使える車があると聞いており、公用車に取りつけられれば、かなり被災者が助かるとは思います。そして、避難場所開設時に個人のプライバシーを守るための壁やベッドなど、町内業者による段ボールやプラスチックなど組み立て作成し、備蓄するような取り組みを検討されるお考えはないのか答弁を求めます。

それらは逆に他被災自治体への支援物資としても利用され、町内業者の育成、活

性化にもつながるのではないかと思います。

最後に、今後の田原本町の防災、減災対策についてお伺いしますが、自助、共助、公助の観点から、自助、共助は地域内での対応、対策が可能と考えられますが、公助に当たるものは災害、減災対策に直接役立つものではなくても、災害が起きてからの対応策を考えて、備えなければならないと考えております。その一つとして、田原本町では企業との包括協定を多数結ばれておりますが、他市町村では姉妹都市などと相互防災協定を結ばれていると聞いておりますが、田原本町は今後どのような方向性を考えておられますか、答弁を求めます。

以上で、一般質問を終わり、あとは自席で再質問させていただきます。

○議長（植田昌孝君） 総務部長。

（総務部長 小林昌伸君 登壇）

○総務部長（小林昌伸君） 4番、村上議員の「防災対策について」のご質問にお答えいたします。

まず、今後の本町の防災訓練についてでございますが、今年度は県との合同訓練を実施いたしました。例年8月末ごろに防災訓練を小学校輪番制で校区ごとに実施してまいりました。

通常、警察、消防署、消防団等、各機関が参加し、連携を図り、また災害発生時の基本的な作業を町職員や住民が訓練し、自分たちでできる災害対応を認識してもらうことで、災害時に備えた意識改革につなげております。

行政が全ての災害に対応することは難しく、例えば共助として、災害時に地域住民が自発的に避難活動、救助活動、避難誘導等の運営などを行うことは重要であり、同様に防災の基本である自分の命は自分で守るといった自助の考えを常に持っていていただく必要から、今後も住民参加、体験型の訓練等により、防災意識の高揚に努めてまいりたいと考えております。

また、今月1日には初めての試みといたしまして、子どもから大人まで楽しく防災を学ぶイベントといたしまして、防災フェスタを開催し、新潟県中越大震災の際に、小千谷市災害対策副本部長として災害対応されたNPO法人防災サポートおぢや理事長、佐藤知己氏による防災講演や陸上自衛隊音楽隊、田原本中学校、北中学校合同演奏会をはじめ防災啓発ブースや体験コーナーなど、防災についての認識を

深めるとともに、災害に対する心構え、地域や家庭での災害対策など、防災意識の向上が図られたものと考えております。

次に、土地利用形態を考えたハザードマップの構築についてでございますが、現在のハザードマップは避難所、降雨時の浸水想定区域や断層による地震震度想定値が明記されています。

議員ご質問の災害回避、減災対策に生かされる土地利用について、例えば自治会公民館、空家や空き地に対して、地震や火事、水害など避難所等として活用できないか等、検討してまいりたいと考えております。

また、今年度から住民参加型ハザードマップシステムを使用し、まち歩き防災マップづくりを行っております。まち歩きを行うことで、平時には気づかない危険箇所を発見したり、安全確保する方法を考えたりすることができます。今後は、土地利用の形態も含めた地域の情報も反映したマップづくりを進めてまいりたいと考えております。

次に、災害時の被災者支援についてでございますが、被災者の安全を図るための情報伝達の手段については、現在デジタルMC A同報通信システムを中心に、防災無線フリーダイヤル、安心安全メール、緊急速報メール、町ホームページ、フェイスブック、広報車による伝達など、さまざまな情報伝達手段をとっておりますが、今後も情報伝達手段の検討、充実に努めてまいりたいと考えております。

さらに、昨今の携帯電話の普及で、電気の通電の有無による通信手段への影響も懸念され、議員ご指摘の災害時の携帯電話への充電については、必要な事項であると考えており、公用車への設置を含め停電時の携帯への充電の方法等について、太陽光を利用して発電蓄電が可能で、付属のコンセントから電気を供給できる防災用街灯の駅前等への設置等を含め、検討してまいりたいと考えております。

また、災害時の避難所での被災者個人のプライバシーを守り、ストレスの緩和等を図ることは重要であることから、平成24年12月12日に段ボールベッドの供給に関する協定を、平成28年5月31日には畳の供給に関する協定を締結いたしました。有事の際には、段ボールベッド業者のネットワークにより、速やかに段ボールを供給していただける体制を整えており、また畳につきましても避難所に畳を供給していただくことで、避難生活の改善、被災者の疲労低減につながるものと考え

えております。

次に、本町の自助、共助、公助の防災・減災対策についてでございますが、公助に関しましては、企業等との災害に関する連携協定を約30社等と締結しております。幸いにも防災・減災に直接関与していただいたことはございませんが、今後応急復旧や浸水対策時において、建設業協会などとの連携により必要な建設機械や資材の提供など、災害時の支援内容や公助としての取り組みを検討し、活動要請の調整に努めたいと考えております。

さらに、本町職員が自主グループ研修の制度を利用し、熊本県益城町に研修訪問したことをきっかけに、12月20日に益城町と災害時の相互応援を含む包括交流連携の協定の締結を予定しており、今後も災害時に迅速な対応が見込める地域や同時に被災しない地域など、県外市町村とも相互応援協定を検討してまいりたいと考えております。

これからも住民への防災意識の啓発に努め、消防や自主防災組織などとの連携を図り、公助の観点から本町として上下水道や道路インフラなどの整備、点検、防災機材の充実を図り、内水対策を含む防災・減災に努め、自助、共助、公助の理念に合った災害に強い防災対策事業を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 4番、村上議員。

○4番（村上清司君） 答弁ありがとうございました。

2回目の質問といたしまして、先ほどの答弁でお聞きしましたが、田原本町の上下水道や道路、インフラ整備点検についてですが、ことし6月に起きました大阪府北部地震において、田原本町も震度4とかなりの揺れを生じました。上下水道のライフラインに関しては、被害がなかったと聞いておりますが、災害のライフラインの安定供給、応急復旧は最優先に対応が必要であります。

上下水道施設に関しましては、私が住んでいる八尾地区で現在老朽管の更新工事が進められておりますが、災害時に停電など上下水道のポンプ停止になった場合、停電が回復しない限り、住民の使用、利用についてどの程度の不便がかかりますか、答弁を求めます。

例えば水道使用の必要な時間帯には、給水車の配車による住民への対応想定や下

水道施設が停電したら、町内に設置されている数十カ所のポンプが稼働しないことに対し、住民にどのような影響が出るのか、出ないのか、答弁を求めます。

次に、住民への自助の大切さについて、周知に関してお伺いいたします。

備蓄品の必要性については、自分自身の命を守る取り組みが必要であると認識しておりますが、支援物資が行き届くまで時間がかかると想定されますことから、水や食料品など、田原本町の備蓄品で対応できる日数、各家庭の備蓄品の状況など、食料品の備蓄状況、私は余裕を持って1週間分が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

9月6日、北海道胆振東部地震においても、被災者が一番最初に困っているのが食料品関係、次に求められるのが罹災証明の発行の対応がどのようになされる予定なのか、生活支援金や住宅の応急修理など、被災者に対して適正、円滑に実施しなくてはならないと考えております。どのような対応状況を想定されていますか。

そして、ボランティアの受け入れ態勢についても、災害の内容や状況による支援ニーズの整理をどのように検討され、想定されているのか、答弁を求めます。

また、災害が発生した場合、行政サービスの早期復旧への取り組みについて、平成28年第2回定例会における竹邑議員の一般質問にもありましたが、田原本町のBCP業務継続計画についてお伺いいたします。

田原本町の地域防災計画が防災に関する最上位の計画であると思いますが、BCP業務継続計画は策定される予定はありますか、答弁を求めます。

田原本町を守るために必要なBCPは、災害が発生した場合、田原本町が災害対策を行う業務を担い、災害後も従来の業務を継続的に進めなくてはなりません。町民の皆様に直結する生活に、災害後の役場の業務をどのようにどういった方法で進められていくのか、策定するものと思っておりますが、田原本町の各業務の継続をどのように維持しようと考えられておられるか、答弁を求めます。

以上です。

○議長（植田昌孝君） 上下水道部長。

○上下水道部長（谷口定幸君） 上下水道部からは、災害時の停電により上下水道のポンプが停止になった場合の影響と対応についてのご質問に答弁申し上げます。

まず、上水道の配水ポンプが災害等により停電になった場合の影響ですが、西竹

田にあります浄水場と伊与戸にあります配水場、それぞれ停電対策用といたしまして設置しております自家発電装置が直ちに作動いたしますので、配水を継続できることから、水道水の供給がとまるということはなく、影響がない対策を講じておるところでございます。

おのこの稼働時間につきましては、当初の燃料タンクが満タンの状態で約10時間は稼働いたします。それ以降につきましては、燃料を追加することによりまして、使用可能な状態となっているところでございます。万が一、水道本管などの破損等の大きな被害がありまして、緊急に水の確保が必要となる場合におきましては、給水車による応急給水作業の実施、また災害応援に関する協定を近隣市町と締結しており、相互の応援体制を整えているところでございます。

次に、下水道管の排水ポンプが災害等により停電になった場合の影響についてでございますが、下水道管はほとんど自然流下で流れるように勾配をつけて布設されております。一部状況によりまして、マンホールの中にポンプを設置いたし、汚水を地表付近までくみ上げまして対応しているところでもあります。このマンホールポンプにつきましては、停電になりますと当然停止いたします。そのまま放置いたしますと、汚水はくみ上げられず、マンホール内と管渠にたまるのが当然想定されます。この対応、対策といたしまして、マンホールポンプからの異常信号が本町水道施設下水道事務室、そして管理委託会社に即座に入りますので、おのこのが現場の状況に応じて発電機の接続、またはバキュームカーでの吸引をして、下流の管渠へ放流するなどの対応ができる体制を整えております。

また、さらなる緊急事態に備えまして、下水道管路施設の早期の復旧を目的に、日本下水道管路管理業協会などと災害協定を締結いたしまして、応援体制を整えているところでございます。

いずれにいたしましても、上下水道施設につきましては、町民生活に欠くことができない重要なライフラインであります。今後ともより一層の災害時等の安定した体制強化に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（植田昌孝君） 総務部長。

○総務部長（小林昌伸君） 次に、備蓄品についてでございますが、災害によって何

日分、どのようなものが必要であるのか、状況によって変わってくると考えております。通常、ライフライン復旧まで3日分の備蓄が必要と言われております。水道、電気、ガスがとまった場合を想定した場合、飲料水につきましては、トイレの水を含めますとかなりの量が必要となると考えております。

そして広域に災害が発生した場合は、道路のライフライン復旧にも時間がかかる関係上、支援物資も地域においては行き届かない状況となり、議員お述べのとおり、1週間生活できる準備が必要であるとの考えもございます。被災自治体となれば、多くの家屋の倒壊や道路、電気、ガス、上下水道などのライフラインが寸断され、被害がもたらされることとなります。そして家屋の倒壊による車中泊によるエコノミークラス症候群による災害関連死も懸念されるところであります。被災された自治体は、災害を受けた住民への対応に追われまして、他自治体からの応援職員やボランティア参加者への明確な役割を迅速に指示することができなかったといった事例もございます。被災者などに対しまして迅速に物資の供給、避難所の運営、家屋被害の調査、罹災証明の交付、自立できない人への支援、そして被災家屋の片づけ、掃除、撤去など、被災された自治体の経験等を参考に、支援するニーズの整理が必要であると考えております。

次に、BCP業務継続計画につきましては、緊急時での災害を最小限に抑えるためBCPを策定することは重要であると認識をしております。

町内で最も甚大な被害が想定されるのは、奈良盆地東縁断層帯地震による被害でございます。この被害を最小限にとどめ、業務活動の維持、早急な再開は地域経済の維持を図るためにも必要であり、災害対応能力の向上を高めるためにもBCPの策定は必要であると考えており、先進地の事例をも参考に検証し、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（植田昌孝君） 4番、村上議員。

○4番（村上清司君） 答弁ありがとうございました。

最後の質問になりますが、BCP業務継続計画についてですが、自然災害などの全ての災害リスクに対して計画しなくてはならないと聞いております。例えば災害発生時に高齢者や障害者に対しての支援体制についてどのようなネットワークをつ

くられていくのか、担当課や付随する団体等がどのような協力実施体制を詳細に図られていくのか。そして家族や自分1人の力で避難できない人を災害の状況、種類にもよりますが、予備的、予防的な対応を想定していかなくてはなりません。今後緊急事態に直面した際のBCP業務継続計画などをどのように考えられているのか、森町長の見解をお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（植田昌孝君） 町長。

○町長（森 章浩君） ご質問ありがとうございます。

まず、BCPの業務継続計画といたしましては、何とか取り組んでいきたい、そう考えております。それと同時に、地域の防災計画に関しましても現状の災害対応、リスクに対応できるかという点、疑問が残る計画でもありますので、その見直しも兼ねて進めてまいりたい、そう考えております。

先ほどの答弁にありましたように、どうしても何か起こりましたら行政に頼ってしまうところがあります。できるだけ減災、また予防は続けていくわけですが、いざ被災となりましたら役場も被災者になるわけでございます。しっかりと準備を進めてまいりたい。そういった思いからも、この12月1日に防災フェスティバルを開催させていただきました。

もちろん、議員もお話を聞いていただいたと思いますが、小千谷の当時の助役の方に来ていただき、当時の生々しい現状の話を皆様の前でしていただいたのも記憶に新しいと思います。その中での実体験を踏まえながら計画を策定していくとともに、また12月20日に熊本県益城町との災害応援を含んだ協力協定を結ばせていただくと考えております。震度7を2回被災された、その中で西村町長ともお話をさせていただくと、地震は全く想定していなかったというお声をいただいております。そこで学んだこと、実体験を田原本にもぜひ伝えたいという声もいただいておりますので、アドバイスをいただきながら、実施できるようまた計画を策定できるように取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（植田昌孝君） 以上で村上議員の一般質問を打ち切ります。

暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午前 11時45分 休憩

午後 0時59分 再開

○副議長（小走善秀君） それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

11番、吉田議員。

（11番 吉田容工君 登壇）

○11番（吉田容工君） それでは、通告どおり一般質問をさせていただきます。

私は4つの項目についてさせていただきます。

まず第1は、学校トイレの洋式化についてです。

9月議会の決算委員会で小・中学校トイレの洋式化率をたざしたところ、小学校のトイレ洋式化率は33%で、中学校は38%という数字が報告されました。次に、今後洋式化の方向についてたざしたところ、大規模改築時に洋式化するという答弁でした。実際には洋式化の予定がないという答弁でした。

その後、磯城郡教職員組合のチラシが新聞折り込みされた中に、各トイレに1つしかない洋式のトイレに、子どもたちが並ぶ姿もよく見られます。中には洋式でないと使用できない児童もいます。まだまだ足りません。ぜひ引き続いて洋式トイレをふやしてください。また和式トイレをうまく使えない児童がふえていますので、洋式トイレの設置をお願いしますと、洋式化を要望されていました。

そこで、現場を見に行きました。南小学校の1階トイレは、男子トイレ和式3、洋式1、女子トイレ和式4、洋式2でした。平野小学校の1階トイレは、男子トイレ和式2、洋式1、女子トイレ和式5、洋式1でした。田小の2階トイレは、男子トイレ和式1、洋式2、女子トイレ和式3、洋式3、新々館1階のトイレは、男子トイレ和式2、洋式0、女子トイレは和式2、洋式1でした。

本町でもトイレの水洗化が進み、ほとんどの家庭が洋式化しています。新築の家は全て洋式で、すでに日本工業規格 J I S から和式便器の規格はなくなっています。学校で和式便所の使い方を学習する必要はなくなっています。

私は、小・中学生のときに、授業中、テスト中などよくおなかの調子が悪くなり、トイレに行っていました。授業中トイレに行けない子どもも多いと思います。大便

を我慢すると体調が悪くなります。子どもたちの健康のためにも、子どもたちが使用できる必要に応じた洋式便所が必要です。

また、衛生面でも問題があります。湿式清掃の床は、水で流せばきれいになると感じる人もいますが、多くの場合、湿式清掃の床からは、大量の菌が検出されています。これに比べて乾式便所から検出される菌は皆無に近いと言われていています。和式便器の周りからは大腸菌が検出される場合も多く、それを靴で運んでいると推測される形跡も確認されています。和式便器を残すことは、感染症リスクを残してしまうことにつながります。学校のトイレを全て洋式化、乾式化することが衛生面から求められています。

学校は、災害時の避難所に指定されていることから、洋式化が求められています。和式トイレでは、しゃがむことが難しい高齢者には使用できない。学校は災害時避難場所として最後のよりどころ、避難者が膨らみ、トイレ数も足りなくなるといふ声も届いています。

内閣府は、避難所におけるトレイの確保、管理ガイドラインでも、和式便器を除外して、洋式便器だけで必要器具数を確保するよう指導しています。和式便器を残すことは、好みの問題ではなく、多くの使えない人をつくることにつながります。私は本町小・中学校のトイレを全て洋式化、乾式化することを提案します。

そこで、質問します。

学校トイレの洋式化、乾式化を速やかに進めますか。いつまでにできますか、答弁を求めます。

トイレは、子どもたちの健康に直結します。子どもたちを大切に育てる町の真摯な取り組みを求めます。

また、学校廊下のラバーが膨れていたり、滑りどめが摩耗していたり、状態がひどいところはめくってあります。滑りどめが機能しないところか、危険な状態です。

そこで質問します。

廊下ラバーの張りかえや壁剥落の補修等どのように進めますか、明確な答弁を求めます。

次に、東幼稚園について質問します。

東幼稚園は、昭和40年、為川幼稚園から名前をかえて53年間、東校区の中核

施設として機能してきました。園児数は、昭和52年の127人をピークに減少が続いています。平成28年には入園希望者が1名となり、教育委員会は例外扱いとして、南幼稚園に入園することを認められたため、入園者ゼロとなりました。この対応を教育的配慮と理解しております。ところが来年の入園希望者が3名と判明した時点で、教育委員会は複式学級を提案されたと聞いています。ところが次の年以降の入園対象者が少ないと予想されることを聞いた保護者の方から、他幼稚園へ入園したい旨の申し出があり、教育委員会は保護者の方に希望する幼稚園を決めるよう判断を任されたと伺っています。これは保護者の思いを尊重するという体裁をとっていますが、その実は、教育委員会が東幼稚園に対する施策を打ち出していないこととなります。入園者ゼロが続き、東幼稚園の自然閉園を待っているという姿勢です。

私は、平成21年第2回定例会で、幼稚園利用者が減る実態を受けて、東幼稚園の幼稚園型認定保育園化を提案しました。その後いろいろ検討された結果、東幼稚園ではなく、平野幼稚園を認定こども園にすることを決定し、来年4月、認定こども園に移行する準備をされています。

そこで質問します。

教育委員会は、東幼稚園に対して自然消滅を待っておられるんですか。東幼稚園に対する方針を示されたい。この間の検討経過も明らかにされることを求めます。

第4次総合計画策定時に、私は東校区の人口増対策をただしました。行政からは、阿部田、笠形の一角を準工業地域にするというだけで、なぜそれが東校区の人口増対策になるのかという、私の質問に答えをいただけませんでした。市街化区域のない東校区で、住まいする人をふやす対策は打ち出されていません。

そこで質問します。

町長は、東校区の人口増のためにどのような対策を打たれますか、明確な答弁を求めます。

東校区の保護者からは、北園舎の耐震強度が低く地震があつたら危険にもかかわらず撤去もされない。東幼稚園は放つたらかしたという意見が出ています。町長も教育委員会も責任ある姿勢を示されることを求めます。

次に、3番目として、ハラスメント対策について質問します。

セクシュアルハラスメントが社会問題化しています。働く環境を悪化させます。セクシュアルハラスメントは、男女雇用機会均等法や人事院規則で、性的な言葉や振る舞いによって労働条件を悪化させたり、職場の環境を働きにくいものにしたりと定義されています。加害者と被害者で認識の違う場合もありますが、基本的には被害者の主観的な尺度が基準になります。各人の認識に違いがあることから、早目に相談を受けて、速やかに対応することが職場環境の風通しをよくします。職場でのセクシュアルハラスメントは、職場での仕事と結びついて起こるために、働く上での不利益をもたらします。不快な性的言動のために、心が傷ついて仕事に集中できない。職場に行くのが苦痛など、被害者から働く権利を奪うことになります。

そこで、職員を守るために本町も、職員のハラスメントの防止等に関する要綱を定められています。そこには、人事課に苦情窓口を設置すること、相談整理票をもとにハラスメント対策委員会を設置すると定められています。

そこで質問します。

この1年間にセクシュアルハラスメントに関する相談はありましたか。あった場合、どのように対応されましたか、答弁を求めます。

職員は、内部公益通報の必要があると判断したときは、通報できるとされています。そこで質問します。この1年間に内部公益通報がありましたか、セクシュアルハラスメントの内容ではありませんでしたか、答弁を求めます。

本町職員が仕事に専念できる快適な環境を提供されることを求めます。

最後に、4番目として、ごみ収集日程表について質問します。

先月7日の正午ごろ、ごみ集積場の燃えないごみが残っていることに気づきました。環境管理課に確認したところ、集積場の鍵がかかっていたという報告が上がっているということでした。そのときは、環境管理課に無理をいって、後刻対応していただきました。ありがとうございました。

ごみ収集に協力してごみ集積場を設置していますが、各人が収集日を理解していても、ごみ当番さんが失念していたら、ごみを出すことができません。近所の方に伺ったところ、ごみ収集日程表がわかりにくいとおっしゃっていました。

同時に三宅町のごみ収集カレンダーを見せてもらったら、非常にわかりやすかつ

たとおっしゃっていました。これが三宅町のごみ収集カレンダーです。例えば12月のところを見ますと、こういうふうに書いていまして、3日の日は燃えるごみ、新聞、雑誌、古着、4日が燃えないごみ、6日が燃えるごみ、雑紙、木、金はリクエスト方式の粗大ごみ、また17日は燃えるごみあるいはスプレー缶を収集します。20日は燃えるごみ、紙パック、有害ごみを収集します。非常にわかりやすく書いてありまして、1年間の分があります。田原本町もごみ収集カレンダーにしてもらえないかとおっしゃっていました。

そこで質問します。

一見してごみ収集日がわかる田原本町ごみ収集カレンダーを配布していただけますか、答弁を求めます。

燃えるごみの収集日は、毎週のことで覚えているわけですが、月1回、半年に1回の収集については、つい失念していて、出し忘れることが多いです。集積場当番が失念していて、ごみ出しをできなかつたら、ステーション方式に協力することでごみを出せなくなります。誰でもごみ出し日がわかるカレンダーを配布していただき、町民の皆さんに積極的に協力していただける環境をつくっていただくよう求めまして、私の一般質問とします。

○副議長（小走善秀君） 教育長。

（教育長 植島幹雄君 登壇）

○教育長（植島幹雄君） 11番、吉田議員の第2番目、「東幼稚園について」の教育委員会は東幼稚園に対して自然消滅を待っておられるのですか、東幼稚園に対する方針を示されたいのご質問にお答えいたします。

まず、来年度入園児の動向については、これまでの経緯をご説明いたします。

今年度当初、東園区における来年度入園対象者は13名と把握しており、そのうち保育所への入所児童を除き、幼稚園への入園予定者数を6名程度と予想しておりました。ところが来年度の入園募集受け付け期間終了後の9月初旬に、東幼稚園への入園希望者が3名であることがわかりました。そこで、1学級当たりの人数が3名では、幼稚園教育で目指す資質、能力を養うことが困難であると考え、4歳児との縦割り保育が妥当であると判断いたしました。

また、1学級当たりの人数が極端に少ない場合は、園区外の就園を認めており、

3名の入園希望者は園区外の町立幼稚園への就園も可能であることといたしました。

しかし、このことにつきましては、募集時に保護者の方に周知していなかったため、後日、3名の保護者には来年度は縦割り保育となること及び他園区の町立幼稚園への就園も可能であることをお伝えいたしました。それぞれの保護者は北、南、平野幼稚園の入園説明会や随時園見学にも行かれて検討され、最終的に3名とも北幼稚園への入園を選択されました。

平成32年度以降の東幼稚園の就園につきましても32年、33年の東幼稚園区の入園対象者が6名から7名であり、保育所への入所者を除きますと、入園予定者が極端に少なくなります。その場合は、縦割り保育であっても集団での学びが保障できない状況となります。

今後の方針につきましては、平成29年1月の田原本町学校・幼稚園規模適正化委員会の答申も考慮し、募集停止も視野に入れて検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（小走善秀君） 教育部長。

（教育部長 持田尚顕君 登壇）

○教育部長（持田尚顕君） 続きまして、第1番目、「学校トイレの洋式化について」のご質問にお答えいたします。

現在のトイレの状況は、小学校では約240の便器があり、そのうち洋便器が約80基で、洋式化率は34%です。中学校は約160の便器があり、洋便器が約60基で、洋式化率は38%です。小・中学校全体の洋式化率は35%で、県内全体の平均と同程度となっており、また全国平均43.3%を下回っている状況です。

また、幼稚園のトイレは、約70の便器があり、洋式化率は80%となっています。

生活様式の変化により、家庭のトイレの洋式化が一般的になっており、学校においてもトイレの洋式化率の向上が求められていると考えています。

また、乾式化につきましても、衛生面にすぐれており、洋式化と同時に進めてまいりたいと考えています。

財政的な制約もあり、短期間での整備は難しいと考えており、現段階では具体的

な時期等は未定であります。財政負担の軽減のため、国庫補助金の活用を行いながら、整備率を高めるよう検討してまいりたいと考えております。

また、廊下ラバーの張りかえや壁の剥落等、老朽化に伴う修繕につきましては、危険性の度合いや老朽化の状況に応じ、順次改修に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（小走善秀君） 産業建設部参事。

（産業建設部参事 岡部泰也君 登壇）

○産業建設部参事（岡部泰也君） 引き続き第2番目、「東幼稚園について」のご質問にお答えをいたします。

本町では、平成29年3月に策定した田原本町第4次総合計画において、地域の特性に合った計画的な土地利用の促進を図るため、今後の土地利用の展開に向け、これからの都市構造イメージとして、2つのゾーンと8カ所のエリアを設定しております。

東校区周辺につきましては、農地の保全と集落等の地域コミュニティの暮らしを支える自然との共生を中心とした自然共生と地域活力の向上を目指すゾーンに設定しています。また、阿部田、味間、笠形方面につきましては、アクセス、利便性のすぐれた立地ポテンシャルを活用し、緑農環境を守りながら、工業を中心としたものづくり機能の形成を図るものづくりエリアとしています。

また、県が策定した奈良県都市計画区域マスタープランにおいても、良好な自然環境や歴史的風土が形成されている区域や優良な農用地の区域については、引き続きその保全を図るとともに、その他の区域については、市街化を抑制しながら農業との調和や景観等に配慮した土地の有効利用を図るとしています。

また、具体の用途地域の設定については、県が定める用途地域決定の基本方針に基づき行われ、地域の特性に応じたきめ細やかな土地利用の規制が図られているところです。

そこで、お尋ねの町長は東校区の人口増のためにどのような対策を打たれますかにつきましてお答えをいたします。

ものづくりエリアとして設定している阿部田、味間、笠形方面では、従来より工

業地的な形成がされ、工場などが集積されている地域であり、今後も建てかえや増設などによる工場等の立地が期待されます。

今後、建てかえや増設などによる工場等の立地により、新たな雇用も創出され、職住近接の考えから、既に実施しております定住支援助成制度の活用等とあわせて、地域への人口流入へつなげていきたいと考えているところです。

また、東校区を含め本町全体においても、近年かなりの戸数の空家が発生しており、今後さらなる空家の増加が懸念されるところです。本町といたしましては、交流人口の増加や人口流入の受け皿とし、地域の活性化に資するため、空家情報を集約し積極的に空家の有効な利活用を図る取り組みを進める必要があると考えています。

一例といたしまして、ものづくりエリアにおいて、周辺空家の情報を企業へ提供するなど、空家対策を人口流入につなげていくため、田原本町空家バンクの設置等、具体的な仕組みづくりの検討を進めているところです。

また、県において、都市計画法第34条第1項第11号の規定に基づき、市街化調整区域における新たな開発許可の基準として、一定の既存集落において住宅等の立地を認めるための条例が制定されたことを受け、本町では、市街化調整区域における住宅等の立地に関する制度について、市街化調整区域内の自治会に対し、情報提供をさせていただき、前向きに検討される自治会につきましては、説明をさせていただいたところです。この制度を活用し、地域内の住宅の流通にもつながる有効な土地利用の促進を進めているところでございます。

また、現在、伊与戸地区においては、歴史ある地域資源を活用し、次世代につながる活力ある地域の早期実現を図るため、本年5月18日に田原本町川東地域資源活用協議会を設置するなど、東校区の活性化に向け、動き始めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（小走善秀君） 町長公室長。

（町長公室長 植田知孝君 登壇）

○町長公室長（植田知孝君） 続きまして、第3番目、「ハラスメント対策について」のご質問にお答えいたします。

ハラスメントとは、いじめや嫌がらせのことをいい、他者に対する発言、行動などが本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、不利益を与えたり、脅威を与えたりすることとされているところでございます。

職場でのハラスメントは、職場環境の悪化や仕事への意欲の低下、健康やメンタルヘルスの悪化など、職場全体に悪影響を与えかねない問題であると考えております。職場のみんなが協力して、ハラスメントのない快適な職場づくりが求められていることにつきましては、議員お述べのとおりであると認識しているところであります。

本町では、職員の利益の保護及び職員の能率の発揮のため、男女ともに働きやすい職場環境を確立することを目的として、ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に対応するため、職員のハラスメントの防止等に関する要綱を定めているところでございます。

要綱では、所属長の責務として、ハラスメントを防止するための良好な職場環境の確保やハラスメントまたはこれを誘発する言動があった場合の注意喚起を位置づけるとともに、所属長に対する所属職員からのハラスメントに関する苦情の申し出、または相談があった場合は、直ちにこれに対応するとともに、苦情相談の内容または状況から判断し、必要があると認めるときは、人事課との連絡調整を行い、問題の早期解決に努めなければならないと規定しております。

また、もう一つの対応フローとして、人事課内に苦情相談窓口を設置し、人事課長、その他職員が相談員となり、相談員に対して寄せられた苦情相談に対応するとともに、相談員が町長公室長に報告を行い、必要なときは苦情相談をした者の承諾を得て、ハラスメント対策委員会にその処置を依頼するとしているものでございます。

そこで、お尋ねのこの1年間にセクシュアルハラスメントに関する相談はありましたか、あった場合、どのように対応されましたかについてでございますが、ご質問の期間にセクシュアルハラスメントの申告に関する相談は1件あったと聞いております。その対応といたしましては、相談者の意向や思いも十分に踏まえながら、要綱の趣旨に沿って直に対応するため、担当部課により人事課との連絡調整が必要かどうか、相談内容の事実関係について当事者等に確認、調査を行っていたとこ

ると報告を受けておりますが、プライバシー保護の観点から、個別の対応内容につきましての詳細は、答弁を差し控えさせていただきます。

次に、この1年間に内部公益通報はありましたか、セクシュアルハラスメントの内容ではありませんでしたかのご質問でございますが、ご質問の期間に内部公益通報を1件受け付けておりますが、その内容につきましては法令遵守推進条例第7条に規定する外部有識者3名の委員で構成する法令遵守委員会により、現在、内部公益通報に係る事実の有無について調査、審査中の案件でありますことから、お答えすることはできません。ご理解をお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（小走善秀君） 産業建設部長。

（産業建設部長 三浦 明君 登壇）

○産業建設部長（三浦 明君） 続きまして、第4番目、「ごみ収集日程表について」のご質問にお答えいたします。

本町のごみ収集日程表は、ごみ分別方法、ごみ収集方法の変化に合わせて改良を重ね、現在のごみ収集日程表となっております。

住民の方の中には、缶、瓶、ペットボトル、資源ごみ、有害ごみなどの収集日をみずから書き加え仕上げていく、ごみ収集日程表は親しみやすく、ごみ分別に対する関心が高まるのではといった意見も伺っています。

その一方、新たに本町に引っ越しされてこられた方やほかの市や町のごみカレンダーと比較された方などからは、一見してごみ収集日がわかるようなごみカレンダーなら大変助かりますといったご意見も既にいただいているところでございます。

一見して、ごみ収集日がわかるごみ収集カレンダーの作成は、今年度から着手しており、近隣自治体のごみ収集カレンダーを参考にしながら、本町の住民ニーズに対応するため、見やすく使いやすいごみ収集カレンダーを完成させ、可能な限り早期に配布できるように取り組んでいるところです。

今後も本町にとって、有効かつ効率的なごみ収集方法であるステーション方式が持続できるよう、町民の皆様からお聞かせいただいたご意見を参考に、ごみ収集に協力していただけるよう進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（小走善秀君） 吉田議員。

○11番（吉田容工君） 答弁いただきましたけれども、わかりにくい点がたくさんありましたので、再度質問させていただきます。

最後のごみ収集日程表について、結果的につくってもらえるのか、つくってもらえないのかということがわからなかったです。検討するという話だったんですけども、つくってもらえるんだったらいいんですけども、例えば今年間のごみ袋の売り上げが大体1億円ありますよね。1万世帯ですから1世帯1万円ぐらいの負担をされていると。このごみ収集カレンダー、三宅町は1部86円で作っていますね、100円に満たない。この点ではごみ袋代の1%に満たない金額でできますので、ぜひつくっていただきたいと思います。それは明言できるかわかりませんが、できたら回答をお願いします。

もう一つ、学校のトイレについてです。学校においてもトイレ洋式化率の向上は求められているという答弁をいただきましたよね。求められているのに対策がないというのはなぜというふうに思うわけです。求められているんだったら、対策を講じてください。具体的な提案がなかったということは、今のところ計画はないということでしょう。来年度予定ありますか、今年度ありましたか、そこを答えていただきたいのと、本当にやる気がありますか、そこを教えてください。

あと、学校については、設備の面でもそうなんですけれども、今本当に各小学校で助かっているのは、少人数加配教員や町費負担の学科専科の教員、いじめ防止支援員、不登校支援員、特別支援員等を配置していただいていますよね。これが今年度に続き、来年度も同じように配置する予定をされていますか、そこだけ教えてください。

次に、東幼稚園について確認させていただきます。

私は、今教育長の答弁をいただいて、非常に残念です。がっかりしました。答えは募集停止も視野に入れて考えたい。今まで何を議論してきたのかと、工夫してきたのかという説明が全然なかったですよね。今、東の子どもが北へ行く予定していますよね。北幼稚園は八田から味間までの広範囲の園区になってしまいますよね。私の家から北幼稚園まででも4キロほどありますよね。車でしか送れないという環境になるのではないかと、そういう広い範囲を対象にするんだったら、子どもたち

にどう通園してもらおうかという手配をするか、そんな心配をしてほしいんですよ。単に入ってくる子がおらないから募集停止する、そんな簡単なことで語ってもらっては困りますよ。今おる子どもたちがちゃんと幼稚園に通えるように、そしてこれからも1人でも2人でも出てきたら、その子たちがちゃんと幼稚園に通えるようなそんな仕組みを教育委員会として打ち出してほしいんですよ。

9年前に私が、認定こども園というのがなかったですけども、幼稚園型の保育園でもしたらどうだという提案をさせてもらったのは、6人でも7人でも対象者がいるんだったら、6人、7人全部受け入れましょうと。そうしたら東幼稚園で預からせてもらいますよと、そんな方向性を打ち出していただけるのかと思っていたら、平野でつくるということで東はなしと。平野へつくるんだったら、次、東も認定こども園にしますという方向が出たら、また話は別なんですよ。そういうところも含めてよく考えていただきたい、そういう問題提起をさせていただきたいということで、その辺は検討していただけるかどうか、よろしくお願いします。

あと、参事にお答えいただきましたけれども、東校区周辺につきましては、農地の保全と集落等の地域コミュニティの暮らしを支える自然との共生を中心とした自然共生の地域活力の向上を目指すゾーンとおっしゃいましたよね。私の提案は、農地の保全と集落等の地域コミュニティが危機に瀕しているよという話です。コミュニティがなくなっていくよと。そんなところに東校区はこういうところですから、これをしなければいけないということでは通らないと思うから、こういう提案をさせていただいたんです。

それと、例えば空家を活用していただく、それはいいでしょう。どこまで具体化になっているのか。空家を使おうと思ったら、中を片づけてもらって、人が住めるようにしなければいけないと、1カ月や2カ月では済まないんですよ。だから、町はどこまでそれを真剣に進めているのかというところを教えてください。

それと、工業地域にするということで、その工業地域にアパートや一戸建てを建てることのできるんですか、それも教えてください。

あと、最後に県で市街化調整区域内でも住宅にできるという、これを前向きな自治会にだけ説明するんじゃなくて、東校区なんて白色の調整区域が少ないですから、その地域に村の人が持っている土地が少なかったらやめておこうかとなるわけです。

その地域に田原本町内の人で持っている土地があってもなかなか前にいきませんので、そういう東校区の自治会の皆さんには、自治会としてそんなに直接利益が出るかわかりませんが、こういう指定にさせていただくと住む方がふえる可能性がふえてきますと。田原本町としては、ぜひそういうふうに進めてほしいと、積極的にアプローチしてほしいなと思うんです。そういうことをお願いできるかどうか、やってもらえるかどうか、答弁求めます。

セクハラについて、私は何をしたかが知りたいんですよ。1件あったということで、報告いただきました。1件あったということで、これは相談整理票がつくられたあるいはハラスメント対策委員会を設置した、そういうところまでいったのかと。いったのなら職員の懲戒処分の判断をしたのかということになってくると思うんです。私は、その点では、どういう事件であったとか、全然要りません。ただし、町としてはどこまで真剣にやったのか聞きたいんですよ。

なぜかといったら、私はこの件について10月31日、町長と面談して聞かせていただいているんですよ、セクハラはありましたかと。ありませんでしたというのが町長の答えだったんですね。ところがきょうは1件ありましたということですから、その点は、私は町長と個別にしゃべっても、議員にはちゃんとしたこと話していただけないのかなという心配を今しています。この場でそういうことを聞かなければいけないということ自体がだめなわけで、本当はセクハラがあって、何らかの懲戒処分に関する検討はされて当たり前だと思うんですよ。それがされたかどうか答弁を求めます。

○副議長（小走善秀君） 産業建設部長。

○産業建設部長（三浦 明君） ご質問ありがとうございます。

現在ごみカレンダーのほうは作成中でありまして、もう少しででき上がる予定でございます。それを毎年、年2回広報のほうに折り込んで入れておりますけれども、次回3月の広報に折り込む予定をしております。

以上でございます。

○副議長（小走善秀君） 教育長。

○教育長（植島幹雄君） ご質問ありがとうございます。

まず、幼稚園の前にご質問がありました支援員等の配置につきましては、継続し

て配置していきたいということで、これは教職員組合との交渉でもお答えをさせていただいておりますので、その辺準備していきたいと考えています。

それから、東幼稚園に関しまして、ご質問ありましたけれども、全般的に次年度の募集が極端に少ないという1学級のケースと、それから園全体の園児数という両面から考える、検討する必要がございますので、現状の園児数ではやはり今後維持していくことがかなり困難であるというふうに考えまして、先ほどの答弁となった次第でございます。

あと、北のほうが非常に遠いということで、これもごもっともなお話かと思いますが、特別にといいいますか、当たり前の話ですが、自動車による送迎については、保護者の方にはしていただいて結構ですというようなことはお伝えしております。

それから、やはり集団の中での学びという重要な部分がございますので、繰り返しになりますけれども、やはり少人数での学びということである場合、デメリットのほうが多いかなと考えておりますので、その辺はご理解いただけたらなと思っております。

それから、あとどんな工夫をされてこられたかということなんですけれども、これもささいなことかもしれませんが、29年度より5園に対して預かり保育というのをさせていただいております。それで保護者のそれぞれの園に対するニーズ、掘り起こしということで、やってはおりますけれども、これに関してもやはり在住の方が少ないということで、利用はすごくふえたということではございません。

それともう1点は、今年度から取り入れたんですけれども、北幼稚園との交流会というのを東幼稚園とでさせていただいております。頻繁にはできませんけれども、この2学期に二度、そういう形でお互いの交流を深めているというのが実情でございます。

以上でございます。

○副議長（小走善秀君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島基量君） 町立幼稚園を活用いたしました認定こども園につきましては、現時点では町立幼稚園のうち平野幼稚園だけを認定こども園化いたしました。移行後の状況を確認しながら教育委員会と協議し、子ども・子育て会議の意見等も聞きながら、今後の方向性を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（小走善秀君） 教育部長。

○教育部長（持田尚顕君） トイレの整備状況というお話でございましたので、平成25年度が35基改修をいたしております。26年度が2基、27年度が12基、28年度が10基、それから29年度が7基、平成30年度が7基というふうな整備を行っているところでございます。（「来年するんですか」と吉田議員呼ぶ）

来年につきましても改修の中で検討していきたいと考えております。

○副議長（小走善秀君） 産業建設部参事。

○産業建設部参事（岡部泰也君） ご質問ありがとうございます。

空家対策につきましては、取り組みの具体的な中身としまして、今年度空家等対策協議会、これを設置しております。対策協議会につきましては、空家等対策計画の作成、それから具体的な空家等に関する施策、それを協議する場として、協議会を設置しております。町長のほか地域の代表の方、それから法務、建築の学識経験者の方で構成をしていただいて、協議をしているというところになります。

空家対策の具体的な取り組みのもう一つの中身といたしまして、具体的に空家について、空家対策の専門相談員の方にご来庁いただいて、住民の方に対して無料の空家に対する相談会も開催しております。また、あわせて、空家調査をもとに所有者の方に対して空家になった原因、現状、管理の実態でありますとか、利活用に関するアンケート調査も実施しているところです。

それとあわせて、先ほども申し上げましたが、田原本町空家バンクの設置を現在具体的に検討しているところです。職住近接の考え方から、空家対策、空家の取り組みを進めることによって、人口流入につなげる一つの有効な手段というふうに考えております。

それからもう1点、戸建て住宅のお話でございますが、先ほど34条第1項第11号のお話をさせていただきました。それにつきましては自治会のほうにも情報提供させていただいております。それにあわせて実際にその制度をご活用いただいて実施していただいている自治会もございます。そういう制度をご利用いただくと、そういった地域であっても一戸建て住宅の建築も可能になるという制度ですので、本町といたしましては、この制度の活用も一つの有効な手段と考えております。

以上でございます。（「積極的に言うのですか、東校区の自治会に対して」と吉田議員呼ぶ）

それとあわせまして、平成29年3月30日には、再度文書でもってこの制度について各自治会長のほうにも情報提供、周知をさせていただいたというところがございます。

以上でございます。

○副議長（小走善秀君） 町長公室長。

○町長公室長（植田知孝君） ハラスメント対応でございます。一般的な対応といたしまして、ハラスメント対応には2つの大きな流れがございます。

1つは、所属長に苦情相談があったとき、もう一つの流れは人事課を苦情相談窓口と位置づけておりますので、そちらに苦情相談があったときということでございまして、今回所属長に苦情相談があったということで、所属長による対応として総務部管理監とともに、相談内容の事実確認が行われまして、内容また状況から判断し、必要があると認めるときは、人事課と連絡調整を行い、人事課から公室長に報告が行われることになりまして、公室長が事案の解決と適切な再発防止策を講じるよう指導することになるんですが、必要と認めるときは、苦情相談をしたものの承諾を得て、ハラスメント対策委員会に措置を依頼することになるということになっております。

したがって、今回、相談のあったセクハラ申告につきましては、所属部課での対応中で、この流れの段階におけます人事課との連絡調整が始まる前の状況と認識をしております。ですので、ハラスメント対策委員会等のところにまで、まだ及んでおりません。

それともう1点、懲戒処分の検討は行われたのかということでございますが、担当部での事実確認が一定の整理ができた時点で人事課との連絡調整の段階となり、一般的にはハラスメント対策委員会での事実認定や分限、懲戒での加害者の処分を審査するという次の段階に進んでいくものと考えております。

以上でございます。

○副議長（小走善秀君） 総務部管理監。

○総務部管理監（田中信幸君） 公室長の答弁に続いて、私のほうからもお答えさせ

ていただきます。

私の業務の内容については、竹邑議員のご質問に対して答弁させていただきましたように、全庁的なリスクマネジメント、危機管理など、そして職員の非違事案の可能性のあるものについては、聞き取りなどの確認作業を各部横断的にサポートさせていただきます。

それと、そうした調査確認はどのようにして行っていくのかというようなことになるんですが、当事者などの聞き取り調査を中心に事実確認を整理するというようなところによっております。そして無論その調査に当たる心構えとしましては、もちろんのことですけれども、冷静に、そして公平にそういう視点で判断していくようにしております。

以上です。

○副議長（小走善秀君） 吉田議員。

○11番（吉田容工君） 教育長、車で送っていてもいいと認めていると、ない家はどうするんですか。全員運転免許持っているんですか、そういうことも考えてもらわないと、自分ができるからみんなできると、そんな発想だったら困りますよ。お母さんたちは自転車に乗って走るわけですよ、やはり東から北というと距離がありますから、そこも入れてどうするかと。本当に保護者の気持ちになって、立場になって考えてくださいよ、それをお願いしておきます。

それと、産業建設部参事については、やはり東小学校区の人数が減って、地域コミュニティがなくなってくるという心配から言っているわけですから、ほかの自治会と一緒に資料提供しますじゃなくて、東校区、特にこれをお願いしますよと、町の姿勢としてあってもいいと思いますよ。ですから、私は町としてやってほしいなと思っています。

それと、セクハラに関しては、要するにこの問題は懲戒処分に当たるような処分でなかったという判断をしたわけですね。これはそのセクハラを申告した方にとっては、懲戒処分はハラスメント対策委員会を開かないとできないと私は思いますけれども、担当課長に言っただけでとまっていると、自分ところには来ていませんという答弁でしたじゃないですか、そんなんでは処分できないでしょう。やはり職員の人権を守るというか、働きやすい環境をつくるために言いにくいところを言うわけ

ですから、真剣に受けとめてほしいなと思います。それについて答弁あるんだっただらお願いします。こちらはもう結構です。

○副議長（小走善秀君） 町長公室長。

○町長公室長（植田知孝君） ご答弁申し上げます。

ただいま相談がありました件につきまして、あくまでも現在、担当部におきまして事実関係を確認中ということでございますので、懲戒処分をした、しなかったということではなくて、その段階にまだ及んでいないというご答弁をさせていただいたところでございます。

よろしくお願いいいたします。

○副議長（小走善秀君） 教育長。

○教育長（植島幹雄君） ただいまのご質問なんですけれども、3名の方には最初、年間を通してなんですけれども、タクシーでの送迎を提案させていただいております。ただ、保護者の方が目立つのがどうもというようなことで、たまたま車の運転もおできになったので、こういう形の提案になりまして、最初はそういう提案もさせていただいておったということで、お答えさせていただけたらなと思います。

○副議長（小走善秀君） 以上をもちまして、11番、吉田議員の質問を打ち切ります。

続きまして、8番、古立議員。

（8番 古立憲昭君 登壇）

○8番（古立憲昭君） 議長のお許しをいただきまして、通告どおり一般質問をさせていただきます。

まず、1つ目としましては、小・中学生の登下校時の荷物の重さと健康についてお伺いをいたします。

学校に通う子どもたちの荷物を軽くということを文部科学省は、都道府県の教育委員会や私立学校事務主管課に対し、児童・生徒が登下校時に持ち運ぶ教科書、教材、学用品の重さに配慮するよう促す通知を出しています。通知では、家庭学習では、使用する予定のない教材を学校に置いて帰る、いわゆる置き勉強や学期末における学習用具の計画的な持ち帰りなど、教育現場で実際に行われている工夫を紹介しております。各学校に対し、これらを参考に対策を検討するように求めております。

私たち公明党が春に行いました100万人訪問調査運動の中で、小・中学生の通学バッグが重過ぎるという相談が多くありました。確かに登下校時の見守りで注意してみておられますと、重そうに歩いている生徒、特に低学年に見られ、さらにその保護者の方々にお聞きすると、皆さん口をそろえて子どもの荷物は重たそうと言われております。また、子どもも重たいと言っていると言われていました。

あるデータでは、小学校1～4年生で79%、中学校では90%が重いと感じているそうです。そこで、重いと感じる中身は教科書や副教材で約5キロ、絵の具セットで約1キロ、習字セットで約1キロ、また水筒で約1.5キロなど、ほかにも持ち物があります。また、教科書に関しては、脱ゆとり教育で学ぶ内容をふやした学習指導要領が2011年度以降、全面実施されて、教科書が厚くなっております。教科書協会によると、小学校1～6年生の15年度の主要4教科合計のページ数は4,868ページで、10年前の3,632ページの1.35倍、中学生でも1.34倍になっているそうです。また、サイズもA4サイズと大きくなっております。当然重量も重くなってまいります。これらのことを考えると、やはり以前と比較するとかなり重くなっております。

そこで、お伺いをいたします。

まず、本町の登下校時における小学生の荷物はどれぐらいと思われませんか。次に中学生の荷物の重さはどれぐらいと思われませんか。また、その重さに対する健康への影響はどのようにお考えかを見解をお尋ねいたします。

2つ目として、次に、学校でのトラブルの解決についてお伺いをいたします。

いじめや非行など、学校が抱える問題にアドバイスするスクールロイヤーの活用が各地で進んでおります。このスクールロイヤーとは、学校現場で起きた様々な問題に対し、解決をサポートする弁護士のことです。一般的には自治体などから委託されるが、学校側の代理人ではなく、子どもや保護者の事情を検討した上で、教員らに助言をされると言われております。いじめや保護者のクレームがあった際、法的な対応を求められるケースもふえ、各地に広がっております。

兵庫県明石市では、保護者からいじめの訴えがあり、こじれているのことで弁護士に相談、弁護士はすぐに学校から児童、同級生の行動や発言を詳しく聞き取り、いじめと判断、保護者にいじめと認めた上で、具体的な再発防止策などを文章にし

て伝えるよう助言をしました。保護者はその対応に納得し、問題はおさまったそうです。この明石市は、昨年、小・中学校に対するクレームは281件あり、10回以上相談されたそうです。中学校長は法律に基づくアドバイスは心強く、学校に欠かせない存在と話されておられます。弁護士は、教員、保護者、子どもそれぞれに寄り添い、客観性を保ちながら対応されるそうです。

文部科学省の2016年度の調査では、教員が保護者やPTAの対応に使った時間が1週間平均41分、中学校で56分、そして毎年増加しているそうです。弁護士が学校の対応の法的根拠など直接説明することで保護者の理解が得やすくなると同時に、教職員の負担軽減につながると、この校長は述べられておられます。

トラブル発生時の解決や教職員の負担軽減のために、トラブルの発生件数を把握されておられるのか。またこのスクールロイヤー設置に対するご意見をお聞かせください。

次に、3つ目といたしましては、SNSの活用について再度お伺いをいたします。

本年3月議会で、SNSの活用について3点お聞きしました。1点目は、ネット専門の担当部署の設置、2点目はいじめ対策アプリの活用、3点目は、子育てアプリの活用です。当時の答弁では、担当部署はシステム情報係が当面对応、いじめ対策アプリは県が行っている成果と課題を見守り、近隣市町村への情報収集を、そして子育てアプリはいろいろ問題があるが、子育て世代への情報提供サービスの手段の一つとして研究していると答弁をいただきました。

そこで、お聞きをいたします。

現在どこまで検討されたのか。そして、今後の対応をお聞きしたい、ご答弁よろしく願いいたします。

最後に保育所申請の件です。

先日、テレビや新聞で報道しており、私も余り認識がなくて少しびっくりした状態ですが、育児休業の延長に必要な保育所の落選通知をもらうため、利用する気がないのに申し込みをする保護者が多くいるとのこと。待機児童がいる自治体にとっては、このことは選考に手間がかかる上、本当に利用したい申請者が入れない事態が生じているそうです。

育児・介護休業法は、育休を原則、子どもが1歳になるまでと定めているが、保

育所の落選通知があれば、最長2歳まで延長できる。そして、休業中は国から最高で賃金の67%が育児休業給付金として給付されます。この落選通知をもらうことはさまざまな理由がありますが、背景には子育てと仕事の両立が難しい、働き方の問題があると思います。

そこで、お聞きをいたします。

保育所申請時にこのようなケースが本町にあるのか、あればどのように対応されているのかをお答えください。

以上で質問を終わります。

○副議長（小走善秀君） 教育部長。

（教育部長 持田尚顕君 登壇）

○教育部長（持田尚顕君） 8番、古立議員の第1番目、「小・中学生の荷物の重さと健康について」のご質問にお答えいたします。

現在の教科書は、大判化、カラー化、そして脱ゆとり教育によってページ数の増加で重くなっている上、資料集や問題集などの副教材もふえていることが重量の増加につながっています。

町内の小学校1校、中学校1校を抽出し、1週間のかばんの重さを計測したところ、次のような結果となりました。小学校1年生の平均が3から4キログラム、6年生で4から5キログラム、中学校2年生では7から8キログラムで、中には10キログラムを超える生徒もありました。

ランドセルの重さによる影響といたしまして、正しく背負わないと首や肩の痛みを引き起こす可能性や子どもの姿勢に影響するという指摘もあるようです。

本年、文部科学省からの通知を受け、資料集などを教室に置くことを許可することなどを校長会で指示しており、各学校では弾力的に取り組みを行っています。

次に、第2番目、「学校でのトラブル解決について」のご質問にお答えいたします。

学校でのトラブルの発生頻度につきましては、小学校・中学校など、校種、規模によって多少の違いはありますが、学校で解決可能な小さなトラブルは年に数回程度発生しております。その内容は、友達関係のトラブル、先生の指導方針が合わないなどとなっています。トラブルの大半は、話し合いで和解できていますが、数年

に一度、専門的なアドバイスが必要な保護者とのトラブルがあり、そのような事案には、町の顧問弁護士に相談し、解決につなげています。

また、いじめによる問題が発生した場合は、いじめ問題対策委員である弁護士や臨床心理士等に相談ができる体制をとっています。

スクールロイヤー制度については、文部科学省でモデル事業を実施されているところであり、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（小走善秀君） 総務部長。

（総務部長 小林昌伸君 登壇）

○総務部長（小林昌伸君） 続きまして、第3番目、「SNSの活用について」のご質問にお答えいたします。

本年3月議会では、財政課が情報化施策を担当していると報告していましたが、現在は総務課が担当しております。

本町におきまして、情報社会や政府の方針にも沿って、インターネットを利用した行政サービスの対応について、システム情報係が各課の相談を聞きながら、まとめ役となって、全庁的、横断的に風通しのよい、情報共有できる行政を目指してまいりたいと考えております。

子育てアプリにつきましては、県内では議員が3月議会でお述べになった大和郡山市、五條市等をはじめ現在9市町村が母子手帳アプリを導入されており、それらの状況について調査を進めており、子育て世代への情報提供サービスの進展状況を踏まえながら、利用者の方々にとって、より利便性の高いものを提供できるよう引き続き研究を進めてまいりたいと考えております。

いじめ対策アプリにつきましては、相談体制に向けての方策として、県教育委員会では、県立高校のうち数校をモデル校として試験的に運用し、その成果と課題を検証しておられるとのことですので、費用対効果など、今後も県、近隣市町村の動向や同規模の自治体の導入状況等、情報収集に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（小走善秀君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 竹島基量君 登壇）

○住民福祉部長（竹島基量君）　続きまして、第4番目、「保育所申請の件について」のご質問にお答えいたします。

議員お述べの育児休業を延長するために必要な通知書の入手を目的として、保育所に入所するつもりがないのに、入所申請が行われているという自治体の事例が報道されたことは、承知いたしております。

本町におきましても、そのように感じられる事案がないわけではございませんが、窓口において申請の際に、個々のケースごとに保護者の復職の意思や職場、家庭の状況などを丁寧に聞き取るとともに、保育の必要性についても慎重に確認しており、本来入所を希望されている方々の妨げにならないよう努めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長（小走善秀君）　古立議員。

○8番（古立憲昭君）　ご答弁ありがとうございます。

ちょっとお聞きしたいんですけども、まず最初に小・中学生の荷物の件なんですけれども、1年生で三、四キロ、6年生で四、五キロ、中学2年生で七、八キロということで中学生の中には、10キロを超える生徒もおられると述べられているんですけども、私がいろいろ聞いていましたところ、小学校の三、四キロの内訳が、要はかばんだけでも1キロあるんですね。今のかばんは軽くなって、900グラムと軽いのはあるんですけども、平均的なものは1キロから1.3キロあるんです。それと教科書や副教材を入れると4キロから5キロあるということなんです。通常最低限度これぐらいは持っていっていると思うんですけども、それからさらに絵の具セットとか、習字セットがそれぞれ1キロ、どっちか1つだと思うんですけども、足していく。そしてもう一つ重たいのが水筒、これ大体1.5キロぐらいあるんですね。そうすると1年生で三、四キロというのは、この数字はちょっと信用できない。

中学校もそうなんですね。ご承知のように、かばんだけでも非常に重たい、なおかつ重たいから、子どもたちはどうしているかというところ、田中の子はリュックサックや何かで行けるんですけども、北中の子は重たいから肩に担いで行くらしいです。そうすると、肩に青たんができていない子もいるという話です。ここまで深刻化

しているんです。それでいくと、信用できないんです、述べられた資料が。本当にそれぞれ1週間とられたのか、そこのところ再度お聞きしたいと思います。

それと、健康被害なんですけれども、ご承知のように子どもたちの腰椎と脊椎への影響が物すごく出てくるんですね。例えば、小学校1年生の子が最高で4キロとして、小学校1年生の体重が20キロぐらいなんです、女の子でも。2割ぐらいの重さのものを持っているわけですよ。60キロの我々議員が2割のものといったら12キロです。12キロの重さを担いで、子どもたちが毎日登下校しているわけです。そう考えると本当に置き勉等を考えることと、健康状態をもう少し、腰椎や脊椎等をどう考えておられるのか、それをもう一度お聞きしたいと思います。

それと、スクールロイヤーの件なんですけれども、余りトラブルがないということなんで、それはそれでいいと思うんですけれども、町の顧問弁護士に相談されているということで、顧問弁護士まで行くと、また金もかかってくると思うんですけれども、その前にせっかく総務部管理監、プロが来ておられますので、その方に相談するというのも一つの手だと思うんですけれども、縦割り行政というところ、教育委員会が総務へ行けなくなる可能性がありますので、その辺が可能なかどうか、お聞きしたいと思います。

それと、SNSなんですけれども、3月に質問してからほとんど進んでいません。というのは、担当部門からおりてくるんじゃないかと現場は思っているんですね。こんなアプリがありますよ、あんなのがありますよと。だから、現場で聞くと何も考えていないわけです。特に大事な子育ての問題、それからいじめの対策アプリもほとんど現場では考えていただいているんです。

だから、僕も質問の仕方を失敗したなと思ひまして、ぜひともまず現場でどんなアプリがあって、どう活用できるのかということをしっかり考えてほしいと思うんですけれども、それを総務のほうに相談されて、自治体アプリで使うのは、それは結構なんですけれども、順序が僕も質問するときに逆だなと思ったんですけれども、その辺のところを現場で考えられるかどうか、子育てといじめ対策それぞれの部署で、対応は別として考えられるかどうかということをお聞きしたいなと思います。

保育所の申請の問題については、微妙な問題ですので、ちょっとこういうことが

あるということがいろいろな方に広がってくるとまた問題が起こると思うんですけども、その辺をしっかりと対応していただきたいなと思いますので、これについては回答は結構です。

3点だけ、再度お願いいたします。

○副議長（小走善秀君） 教育部長。

○教育部長（持田尚顕君） まず、かばんの重さでございます。これにつきましては、各抽出した小学校、中学校で毎日といたしますか、5日間計測をしていただいた結果、男子、女子に分けて計測していただいておりますので、学校で計測をしていただいたランドセルの重さということでございます。

それから、そこに水筒が入っているかどうかということであれば、かばんの中に入っていなければ水筒等は除外をされているという考え方をしております。

それから、脊椎への影響というお話でございますが、これにつきましては医学的なところもありまして、私のほうから影響は答えができないかなと思います。

それから、学校の関係で危機管理ということでございます。教育委員会の関係、学校であっても危機管理監の応援体制というのは当然お願いするということを考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（小走善秀君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島基量君） 母子手帳のアプリについてでございますが、総務部長の答弁にありましたように、母子手帳のアプリは現在県内でも9自治体が導入しております。紙媒体にないさまざまな機能があり、利便性があり従来から交付している紙の母子手帳とあわせて活用することが有効であるとのことでございますので、事業者を呼んで話を聞くなど、運用面などさまざまな情報収集し、研究しているところでございます。

現在、電子母子手帳アプリにさまざまな種類が存在いたしますが、代表的な機能としては、自治体からの子育て情報の提供、子育て関連制度情報の定期配信、育児不安の解消、家族で成長記録を共有できることなどの機能がございます。また電子化には個人認証やプライバシー保護の難しさはございますが、行政サービスの一環として自治体独自の特色を出すことも可能でございますので、自治体アプリの活用

について、あわせて検討しているところでございます。

以上でございます。

○副議長（小走善秀君） 古立議員。

○8番（古立憲昭君） ありがとうございます。

先ほどの健康のことなんですけれども、資料で出ているんですけれども、11歳の男女8人の児童に4.8キロ、12キロをそれぞれ持ってもらい立った状態でMRIによる腰椎への影響を調べたということが載ってまして、バックの重さと椎間板が圧迫され、すき間が狭くなる程度は比例している、重さによって。ですから、4キロ、8キロ、12キロそれぞれによって椎間板が狭くなる可能性があると言われておるんです。そして重さが8キロを超えてくると、半数の子どもの背骨が片側に10度傾くらしいんです。そういうデータが出ていましたので、本当にこのところをしっかりと調べていただいて、子どものかばんの全体的な荷物の重さというのを現状、この数字でいいのかどうか、また再度調べていただけるのかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいと思います。正しいかどうかということ項目別にきちっと書いて、かばんはこれ、教科書はこれ、水筒を持ったときはこれと、その重量をしっかりと調べておいていただきたいと思いますので、そのところはよろしくお願ひします。

それから、いわゆるSNSのことなんですけれども、子育てに対して母子手帳がどうこうと言われている。私が一番していただきたいのは、母子手帳のアプリそのものよりも、いわゆる相談ができるかどうか。今の若いお母さん方は、多くの家族で住んでいるわけではないです。ご夫婦と子どもだけで住んでおりますので、相談するところがないんですね。だから、すぐ相談できる体制にしてあげるための子育てアプリの推進なんです、私の考えているのは。そんなに難しいアプリではないんです。気軽に相談できると。子どもが熱出したらどうしたらいいか、救急車を呼んでもいいのかどうか、それが切実な問題なんですよ、お母さん方にとっては。そのところをしっかりとつかんで答えてやってほしいんです。特に子ども未来課においては。そういうことが特化してできるのかどうかだけお答えください。

いじめ対策もそうです。子どもがアプリで相談できるようにしていただきたいんです。自分の名前を出すと嫌がるので、匿名アプリなんですよ、これは全て。そう

すると、子どもたちは本音を言ってくれるわけです。幸いにも田原本町は、件数が少ないという話なんですけれども、存在数はわからない。本当に思っている子がいるかどうかわからないから。匿名でこんなことでいじめられた、こんなことを言われたということをしっかり調べてほしい、そのための子育てアプリを導入してほしいということなんです。これに特化したアプリができるかどうか、また担当者として余計な仕事がふえるかどうか知りませんが、そういうことは可能なのでしょうか、それぞれお答え願いたいと思います。

○副議長（小走善秀君） 教育長。

○教育長（植島幹雄君） 最初のご質問にお答えいたします。

健康被害に関しましては、引き続き調査してまいりたいと思っております。

それから、荷物の軽量化につきましては、文科省のほうからも通知がありますように、授業で使う教材であるとかあるいは学校に置いてもいいよといういわゆる置き勉というのは、昨今の学校では比較的認められているというような傾向がございます。私のほうも先般、学校訪問をいたしましたところ、教室のロッカーの上に同じ教科書になるのか、副教材になるのかちょっとわからないんですけれども、そういうのがすごく積み重ねられておりましたので、その辺また各学校の実態もございますので、管理職等と相談しながら、荷物の軽量化には努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（小走善秀君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島基量君） 平成29年度から子育て世代包括支援センターを本町に設置いたしまして、母子手帳の発行や乳幼児の健康相談を本庁舎で実施していくようになり、寄せられた相談や付されたリクスに対し、利用できる事業の紹介や手続の案内、相談を一括して行っておるところでございます。

議員がご提案のアプリでの相談でございますが、前回栗原市のアプリをご紹介いただきましたが、栗原市のアプリでも動画で沐浴の仕方や離乳食の作り方などのサポートをやっておるようでございますが、相談というのはちょっと見当たりませんので、今後情報収集に努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（小走善秀君） 教育部長。

○教育部長（持田尚顕君） いじめの関係のSNSアプリのご質問でございます。確かにいじめ対策のアプリとして身近で手軽に相談ができる。それ以外にも第三者の生徒も行動が起こせるというところ、それから匿名で相談、通報ができるというメリットは当然承知をいたしておるところでございます。ただし、SNSを活用した取り組みというのはまだ始まったばかりでございます。県内でもまだ1団体での導入という中で承知をいたしております。また、県におきましてもそういうふうな取り組みも始まったということでございますので、引き続きそういう取り組みを注視してまいりたいと考えております。

現在は携帯電話でもそうなんですけれども、普通の電話で県が運営をしております24時間子どもSOSダイヤルというのがございます。そこは電話での相談になるわけですが、そういった相談のできる可能性についても、学校を通じて周知に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（小走善秀君） 以上をもちまして、8番、古立議員の質問を打ち切ります。暫時休憩します。

午後2時21分 休憩

午後2時21分 再開

○議長（植田昌孝君） 再開します。

9番、西川議員。

（9番 西川六男君 登壇）

○9番（西川六男君） 議長の許可を得ましたので、町民の皆様を代表して質問いたします。

現在、日本の将来に向けた国家戦略として、日本を背負う子どもたちに、よりよい社会をつくるために社会と連携し、協働しながら、未来のつくり手となるために必要な資質、能力を育む社会に開かれた教育課程の実現に向けた教育改革が行われております。

その教育改革の推進のために、来年度の予算編成期に向けて、教育委員会として

の予算要求及び町長のお考えを質問したいと思います。

この教育改革を推進するためにも、学校教育に精通した部署が必要だと考えます。学校には民間の会社や一般の行政とは異なる制度、組織、また内容があります。そのため、学校教育の抱える諸問題を適切に対応し、学校教育を充実、推進するために、私は今から12年前の平成18年3月議会などで、学校教育課を設置することを提案してまいりました。

現在、教育総務課に、昨年度から学校現場から課長補佐と指導主事の2人が配置されましたことは、森町長の学校教育の充実を図り、教育改革を推進しようとする姿勢のあらわれと評価しています。

今日の教育改革をはじめとする諸施策や課題の多い生徒指導、地域や保護者への対応など、学校教育の対応すべき課題が今後も増加すると思われまます。

これらの学校教育の諸課題に対応し、幼稚園、そして小・中学校の次代を担う子どもたちを育む田原本町の教育を充実、発展させるために、ぜひ学校教育課を設置することを提案いたします。町の方針をお示しいただきたいと思ひます。

どの子にも行き届いた教育を保障するために、田原本町では1年生に30人学級を実施しておられます。この少人数学級編制の実施により、子ども一人一人に応じた指導やきめ細やかな対応ができる。子どもの発言がふえる、宿題などの提出物を忘れる子どもが減るなど、その効果は高く評価されております。

このような少人数の学級編制を行い、主体的、対話的で深い学びアクティブ・ラーニングの視点から、学習過程の改善のために余裕のある教育環境で子どもたちを豊かに育むことは、教育改革が目指す中心的なテーマであります。

そのためには、町は教育委員会が少人数学級の編制をすることができる予算的措置を講じることが必要です。地方分権の中で、いかにその市町村の独自性を出すか、首長の姿勢の間われているところであります。

そこで、教育委員会にお聞きをしたいと思ひます。

来年度も少人数学級編制、30人学級を実施するための予算要求をされるのかどうか。

実施する場合はどのような形で実施しようと考えておられるのか。

教育委員会が考えておられる少人数学級編制、30人学級を実施するため、来年

度は何人の加配教員が必要となるのか。

次に、2020年度から実施される学習指導要領の改訂により、小学校3年生から6年生の授業時間数が外国語科などの導入のため、年間35時間ふえます。このことにより児童の負担がふえ、かえって詰め込み教育と批判された昭和40年代と同じ過密日程となり、拘束時間が増加いたします。そのため学校でのストレスが増大し、不登校やいじめの遠因となることが懸念されております。

この不登校、いじめをはじめ特別支援、日本語指導など、特別な配慮を必要とする子どもたちもふえてきております。どの子にも行き届いた適切な教育的な取り組みを行い、教育改革が求める確かな学力をつけるために、現在配置している町費の教員、指導員、支援員等を来年度も継続し、さらに増員すべきと考えます。

また、児童数の多い田原本小学校に県が標準校との関係で配置しない、心と体の健康を担う養護教諭の複数配置を町費で配置すべきと考えます。教育委員会の方針をお聞きいたします。

本年度も年度末が近づいてまいりましたが、管理職や教職員の方々の退職やあるいは転勤の希望など、既に教育委員会としては掌握をされ、3月末教職員人事に向けた取り組みが進んでいるものと推察いたします。教育委員会の教育行政の姿勢は人事にあらわれます。田原本町教育委員会の姿勢、とりわけ植島教育長の手腕が問われるときであります。

教職員の人事につきましては、保護者や地域の方々の関心が非常に高いわけですが、3月末の教職員人事について、田原本町教育委員会としてどのような方針で取り組もうとしておられるのか、町民の皆様にお示しをいただきたいと思っております。

教育を効果的に推進する上で、学校環境の整備は絶対条件であります。町内の多くの校舎の老朽化が進んでおり、教室や廊下のでこぼした床や壁面の汚れ、体育館の雨漏りなどが起こっております。

また、エアコンの設置、子どもたちが使用するために並ぶなどしているトイレの洋式化などの速やかな対応は必要であります。とりわけエアコンの設置のためには、多くの市町村が補正予算を組んで迅速な対応をしておられます。

長寿命化計画の策定を待つまでもなく、今学校で学ぶ子どもたちの学習環境の整

備を行うべきだと私は考えます。

子どもたちの環境整備のために、来年度、具体的にどのような予算要求をされるのか、教育委員会にお聞きをいたします。

教職員の働き方改革に向けた取り組みとして、夏休みなどに学校の閉校日を設けること、部活動指導員などの外部人材を積極的に活用すること、教育委員会が学校に作成を求める計画などを整理、統合すること、タイムカードなどで勤務時間を把握すること、そしてこれまで学校と教職員が担ってきた中の14の業務を整理し、学校以外が担う業務として、登下校に対する対応、放課後から夜間の見回りや児童・生徒が補導されたときの対応、給食費などの学校徴収金の徴収管理、地域ボランティアとの連絡調整、これは学校以外が担うべき業務と中教審は指摘をしております。

そして、これらの4業務は、地域住民や自治体、保護者が担うべき業務と位置づけ、教育委員会は業務の削減や勤務環境の整備を進め、労働基準法が定める時間外勤務の上限、月45時間を守ることを自覚すべきだと中教審等は強調しておられます。

町の教育委員会にお聞きしますと、町内の小・中学校で超過勤務が1月当たり100時間を超える、または2月平均して1月当たり80時間を超える教職員が今もおおいでになるようであります。

そこで、平成29年3月議会に引き続き、この問題について質問いたします。

教職員の長時間勤務の解消について、緊急対策や学校以外が担うべき業務の解消に、具体的にこの1年間でどのような改善を実施されたのか。

その結果、本年の超過勤務の実態はどうなったのか。

来年度はどのような取り組みをされるのか、そのための予算要求の内容は。

以上、報告を求めます。再質問は自席で行います。

○議長（植田昌孝君） 教育長。

（教育長 植島幹雄君 登壇）

○教育長（植島幹雄君） 9番、西川議員の「子どもから高齢者まで誰もが生き生きとした暮らしを楽しむまち、たわらもとを創るために」のご質問にお答えいたします。

まず、学校教育を充実、推進するために学校教育課の設置をにつきましては、現在、教育総務課は、主に総務及び施設管理を担う総務管理係と教職員人事や教科書の採択、また職員研修など学校教育内容を担う学校教育係、そして学校給食を担う学校給食係で構成しています。

議員お述べのように、さまざまな改革による教育内容の変化、価値観の多様化に伴う生徒指導や保護者対応など、学校教育に関する課題は増加する一方です。この現状に対し、昨年度より課長補佐に教員籍の者を1名増員し、課題解決に当たるとともに、学校教育の充実に努めています。

学校教育課の設置については、県内では市で設置されておりますが、町村では本町と同様で教育、総務とあわせ設置されております。

指導主事と課長補佐の教員2名配置も他の町村ではほとんど例にないもので、本町の学校教育を重視する姿勢を示すものと考えます。

したがって、今後もこの2名配置を継続し、学校教育の充実に努めていきたいと考えております。

次に、きめ細やかな教育を行うために少人数学級編制、30人学級を来年度も実施し、拡充をにつきましては、いじめや不登校の未然防止や円滑な幼・小の接続による小1プロブレムへの対応など小学1年生については、子ども一人一人と向き合い、きめ細やかな指導が必要であることに鑑み、本町では独自に30人以下学級を実現しておりますが、今後子どもたちの健やかな育ちに対する有効性を検証した上で、来年度も継続配置に向け、検討してまいりたいと考えております。

次に、行き届いた教育を実施するために町費の教員、指導員、支援員を継続配置し、増員をにつきましては、現在、本町では、先述の教育課題に対応するため、町費負担の教員、支援員等を配置しており、いじめ、不登校の未然防止や学力保障、配慮を要する児童・生徒の支援等に当たっています。学校現場からも、学校が落ちつき、全ての子どもが教育効果を享受しているとの声を聞いております。同様の要望は、教職員組合からもいただいており、町費負担による教員、支援員等につきましては、今後、児童数、生徒数の減少が見込まれるもののその有効性、必要性を検証した上で、来年度も継続配置に向け、検討してまいりたいと考えております。

なお、町費による養護教諭の複数配置につきましては、国の基準では小学校85

1人以上、中学校801人以上で複数配置となることから、現状の田原本小学校554名です。田原本中学校562名になります。の児童・生徒数では、非常に厳しい状況と言わざるを得ません。

次に、子どもに寄り添う管理職、教職員の確保のための人事異動につきましては、来年度の本町の教員人事については、奈良県教育委員会の人事異動方針に基づき、以下の4点を基本方針としております。

適材を適所に配置し、教育効果を高め、教育の活性化を図る。

教職員の経験を豊かにし、気風の刷新を図るため、同一校長長期勤務者の解消に努める。

全町的視野に立ち、性別、年齢及び勤続年数等の教職員構成の均衡を図る。

児童・生徒の指導の充実強化を目指し、教員の特性、経験を生かす異動に努める。

以上の方針をもとに、教職員の適切な配置に努めてまいります。

次に、エアコン、洋式トイレ、雨漏り、劣化などに早急に環境整備をにつきましては、児童・生徒にとって、教室は憩いの場であり、整った教育環境が児童・生徒の生活の落ちつきや心の安定のために大切であることは言うまでもありません。本町の学校施設は、ほとんどの学校が建築後かなりの年数がたっており、経年による劣化等が生じております。

現在これらの施設の老朽化対策や維持管理につきましては、優先順位により、順次修繕等を進めている状況であります。

来年度の学校施設等の整備につきましては、主なものとして幼稚園、小学校、中学校のエアコンの設置、中学校給食施設の建設、また幼稚園の耐震化に向けて、田原本幼稚園の耐震補強等工事や北幼稚園の耐震補強設計業務などを予定しております。それ以外にも屋上防水工事やトイレの洋式化、ロッカー、床等の改修等、各種建物や設備等の修繕につきましても、学校との調整を十分に行いながら検討していきたいと考えております。

今後も子どもたちがよりよい環境で、より快適に学習ができるよう、的確な学校の環境整備を推進していきたいと考えております。

次に、月100時間を超える時間外労働など、教職員の働き方改革の取り組みをにつきましては、教職員の長時間勤務の解消について、中央教育審議会が昨年12

月に学校における働き方改革に関する総合的な方策を中間まとめとして発表し、これを受け、文部科学省は、本省が中心的に実施していく内容を緊急対策として取りまとめました。

このことを踏まえ、本町では、今年度、児童・生徒の多様な課題に対応できるよう、いじめ、不登校、また特別な配慮を要する児童・生徒に対応する支援員等や教科等を担当する非常勤講師を適切に配置しました。このことにより、児童・生徒の健全育成及び教員の専門性を生かした効果的な学習活動の実現に効果を上げております。

特に、中学校における長時間勤務の要因である部活動につきましては、本町では今年度、国・県の方針に基づいて田原本町運動部活動のあり方に関する方針、これを策定しまして、部活動の適切な活動時間や休養日について、明確な基準を示しました。このことにより、今年度、田原本中学校でも超過勤務の解消が進んでおります。

来年度は、業務改善として、学校給食費の公会計化について検討したいと考えています。また、教員の勤務時間管理の徹底につきまして、学校へのタイムカードの導入を検討してまいります。

さらに、長期休業期間における年次有給休暇の確保に向け、一定期間の学校閉庁日の設定も検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（植田昌孝君） 9番、西川議員。

○9番（西川六男君） 私のほうから、質問の通告をさせていただいております。残念ながら、私が質問したその質問に正対していない答弁があります。また、答弁漏れもあります。それはまた後でお聞かせいただくとして、まずお聞きしたいことから順を追って質問をいたします。

まず最初に、少人数学級編制の30人学級についてお聞きをしたいと思います。

私は、少人数指導できめ細やかな指導を実施するために少人数学級編制、30人学級を現在の1年生だけではなく、小学校のほかの学年あるいは中学校にも広げ、充実すべきではないかなと考えました。例えば式下中学校では1クラス30人、全部の学級編制を行っておられますが、田原本町教育委員会としては、来年度、少人

数学級編制30人学級を拡充されるお考えはないのかどうか、お聞きをしたいと思います。

2点目に、教職員の人事について、若干私の意見を述べまして、教育長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

今学校では、児童・生徒が生き生きと学ぶことのできる教育の環境を整えること、または保護者や地域に信頼される学校づくりを推進すること、自立的な学校運営が求められております。

そして、校長の責任と権限のもとで、教職員が学校組織の一員としてさまざまな課題に適切に対応して、組織的な教育力を発揮していかなければなりません。そのリーダーとしての校長の資質が大変重要で、かつ教育の理念を持った質の高い管理職の確保が必要になります。

また、多くの課題を抱える今日の学校教育において、使命感や情熱、さらには実践的な指導力など、資質や能力を持ち、家庭や地域との連携を大切にして、児童・生徒に寄り添い、人間として豊かな成長を支援していくことのできる熱心な教職員の確保も、田原本町の教育行政の重要な課題だと考えます。

先ほど人事の方針をお聞きいたしました、田原本町としては、ことしは3人の学校長が定年退職をされるというふうにお聞きしておりますが、その後任も任命されるわけですけれども、そういったあと優秀な管理職や教職員の方々を具体的にどのような方向で確保しようと考えておられるのか、教育長にお聞きをしたいと思います。

この人事のありようにつきましては、私はこれまで次のような意見を申し上げてまいりました。

田原本町で勤務いただく教職員の方々に、田原本町の地域の特徴をご理解いただいて、経験を田原本で多く積んでいただきたい。そして教育委員会としても頑張っている教職員を正しく評価し、その方々のやる気の出る、その力を十分発揮できる人事を行うなど、人事面でも大切にしていきたいこと。

また、将来管理職として学校運営にその力を発揮することを望む教職員には、管理職任用の条件を整えて、田原本町で地域の実情を理解し、地域に根差した教職員が地域の方々と保護者と一緒になってつくる、地域の学校づくりに向けた長期的な

人事計画を行うべきであると、これまで私は意見を申し上げてまいりました。このことは、現在行われています教育改革の社会、地域と連携、協働するという理念に沿った考えになっております。そしてそのために地教行法、あと法律等の改正によりまして、校長の具申権の尊重、地教委の内申権の積極的活用によりまして、田原本町の子どもと教育を守るという確固たる教育理念を持って教育行政を行うために、県の教育委員会に対しては、人事についてはイエス、ノーを行使していただき、そして田原本教育を推進していただきたいとも述べてまいりました。

以前に教職員人事を見たときに、例えば1つの学校の校長、教頭が同時に2人とも転勤されて、新しい校長、教頭の2人とも他区域から転任してこられました。さらにその学校の事務職員も入れかわるという人事がありました。人事ですので、いろいろ事情があったことは、推察いたしますけれども、教育現場から見たときに、学校経営や学校運営からの混乱と地域や保護者の不信を招くのではないかと、私は指摘いたしました。相手のあることでもあり、大変ご苦労いただいておりますけれども、人事は結果が全てであります。保護者や地域の人々が評価する結果をお出しいただきたいと思います。

以上、私の意見を申し上げましたけれども、実際に人事を行われる植島教育長はどのようにお考えになるのか、意見をお聞きしたいと思います。

3点目に、教職員の働き方改革に向けた取り組みについてお聞きをいたします。

この6日にも出された中教審の指針案でも教職員の働き方改革として、労働基準法が定める時間外労働の上限月45時間を守ることを自覚すべきだと強調しておいでになります。教育委員会として、どのように来年度具体的に対応を実施されるのか、また予算要求されるのか、先ほどの答弁に関して具体的に5点お聞きしたいと思います。

まず、1点目、文部科学省が実施を求める学校閉庁日の設定を検討されるという答弁でしたけれども、具体的に何日の閉校日を考えておられるのか。

2つ目に、部活の外部指導員の活用について、国の部活動外部指導員の派遣事業が不採用となった場合、町単独でも事業を実施するかという、私の前議会での質問に対して、不採用になった場合は、町単独での措置は予定していないとの答弁でありましたけれども、教職員の働き方改革に向けて町単独でも部活動外部指導員の派

遣を実施すべきと考えますが、教育委員会としてのお考えをお聞きしたいと思えます。

実態を把握するために、タイムカードの導入を検討するというお話でしたが、これは検討するということであって、来年度4月からタイムカードを導入することではないのかどうか、確認をしておきたいと思えます。

4つ目に、給食費の徴収の公会計化について、検討するという答弁でしたが、具体的にどのような方法を考えておられるのか、現時点でお考えになっておられる公会計化についてのお考えをお示しいただきたいと思えます。

5つ目、給食費の職務軽減のために、かつて田原本町が実施しておられました学校の町費での事務職員の再配置を検討すべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上、答弁をお願いします。

○議長（植田昌孝君） 教育長。

○教育長（植島幹雄君） ご質問ありがとうございます。

まず、大きなのが3つあったかと思えます。

1つ目につきましては、30人学級を他の学年等へ拡充するのかというお問い合わせなんですけれども、これにつきましては現在のところ1年生限定ということで考えておまして、学校現場のほうで工夫をしていただけたらなと、そんなふうにご考えております。

2点目につきまして、人事のご質問なんですけれども、議員おっしゃるとおりの地域に根差した人事配置ということで、これは十分に私のほうでも認識しております。特に管理職の資質ということになります、とりわけ3名の校長先生が小学校で次年度退職されます。この後任人事につきましてもやはり町のことを十分よく知られておって、しかも他の教職員とのコミュニケーションをしっかりとれるような形での校長を考えてはおります。ただ、町内だけで回していくとなると、やはりこの辺がなかなか厳しい部分もございまして、その辺はやはり町中心になるかと思えますが、適任者がおられるようであれば、他の市町村にも情報をいただけたらなというふうには考えております。

それともう一つは、やはり私が現場に行くとよく感じますのは、教頭先生の立ち位置というか、その辺が非常に学校では重要になってくるのかなと思っております。

場合によつたらもう教頭先生が倒れてしまうんじゃないかなというような、そんなところもございまして、その辺はやはり校長の教頭への目配りというのが大事かなと思いますので、教頭に丸投げということはないかと思ひますけれども、その辺教頭の苦勞している立場を十分理解していただいた上で、一般の教職員とつないでいただける、そんな教頭先生をフォローする、そんな管理職、これを校長として任命したいと考えております。

それからもう一つは、やはり田原本の場合、地域性が非常に強いものがございまして、その辺のところ、やはり町のことをしっかりと考えて、特に最近地域とともにある学校づくりというのがキーワードになっておりますけれども、地域と保護者と学校を結びつけるという意味でのそんな目配りのできる管理職、こういった管理職を任用してまいりたいと思ひております。

それともう一つは、やはり人事に関しましては、町教委と県との折衝がこれから出てまいります。そういったときに議員お述べのように、これについてはノーだと言えるようなそんな毅然とした態度で折衝はしていきたいなと考えております。

それから、働き方改革につきましても5点ご質問があつたんですけれども、閉庁日につきましては、まだ確定はしておりませんが、8月13、14、15を軸に考えてまいりたいと考えております。

他の状況も情報を仕入れておりますが、特に1町1村1校の場合は、特段問題はなかつた。ことし採用されたところについて特段問題はなかつたというふうに聞いておりますが、本町の場合、5校、それから中学校で2校ということで7つありますので、その場合の例えば電話対応をどうするかであるとか、課題もあるかと思ひますが、やはり閉庁日は夏休みのお盆を中心に設けていきたいなと、そのように考えております。

それから、部活動に関しましては、いわゆる国の制度があるということで、今年度も中学校のほうには申したんですけれども、中学校のほうからちょっとまだ課題がありますと。具体的に申しますと、外部から招いた場合、これは今まで世話していただいた顧問の先生と保護者の間、外部指導員との間での調整がなかなか難しい場合があると。場合によつたら外部指導員の方が暴走してしまわれると、そういう懸念もありまして、その辺についてはやはり人選も大切かと思ひますので、今年度

は見送らせていただいたんですけれども、やはり部活動というのは中学校の中で非常に働く上での重要な部分も占めてきますし、労働時間、これによってふえている方がほとんどですので、これにつきましては国の動向も注視しながら、前向きに捉えていきたいなと思っております。

それから、タイムカードにつきましては、次年度の4月1日より導入する方向で考えております。

4番目の給食費の公会計化につきましては、今のところ中学校給食が実施されるときに、中学校のほうで公会計化のシステムを導入して、それでその年度の後半、試験的に導入して、その様子を見て、可能であれば次年度小学校等にも広げていきたいなと考えております。

それから、町費の事務職員なんですけれども、これもちょっと財政的にも厳しいところがございまして、今のところ県費1人ということになっております。これにつきましては先ほどの別の質問にありましたように、町費の指導員、支援員等の充実によって、先生方の負担は軽減していけたらなど、このように考えております。

いずれにいたしましても、昨日出ました中教審の働き方改革に対する素案のほうですけれども、数字で申しますと、先生方の超過勤務月45時間、それから年間350時間ということで、上限を設ける方向で示されました。新聞等を読みますと、それを守っているかどうかを各市町村教委で実態を調べると、競わせるというようなことになるのかちょっとよくわからないんですけれども、そうなりますとなかなか厳しいなというのが本音のところであるんですけれども、ただ現場も私知っておりますので、例えば月45時間だよと行って、ひよっとしたらこれで休みもとやすいし、5時に帰れると思われる先生もいらっしゃることにはいらっしゃると思うんですが、ただ現場の働き方が変わらない限り、結局仕事を家に持って帰るというような全く意味をなさないケースも出てくるように、私は思いますので、その辺やはり先ほど申しました部活動のあり方であるとか、閉庁日であるとかあるいは学校行事の精選であるとか、その辺の業務軽減、これを示さない限りなかなか45時間、350時間というのが絵に描いた餅になる可能性もあるというふうに感じておりますので、その辺また全体の状況を見ながら進めてまいりたいなと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 9番、西川議員。

○9番（西川六男君） 答弁ありがとうございます。

若干先ほど申しました答弁漏れがありますので、先に聞かせてもらいます。

来年度は教育委員会が考えておられる少人数学級、30人学級、これを実施した場合、入学をしてくる児童、子どもの数から考えて何人の加配の先生が必要となるのか、それによって予算要求をする必要が出てくると思いますので、その点を1つご答弁いただきたいと思います。

それから、学校教育課の問題について結局いろいろおっしゃっていますが、結論としては、学校教育課は設置しない、現状のままでいくということなのかどうか、もう一度答弁を求めます。

それから、養護教諭の複数配置の問題について、私の質問書に書いてあったと思いますが、標準法でいくと田原本小学校等には配置できないわけですが、町費で配置するつもりはないのかということをお聞きをしたわけですので、そして町費で配置するための予算的措置を、教育委員会としては町部局のほうに要求するのかどうか、この点について答弁をお願いをしたいと思います。

最後に4点目、少人数学級編制の30人学級ですが、川西町ではことしは県や町の加配で3年生と5年生で少人数学級編制、30人学級を実施しておられるようがあります。田原本町では、現在30人学級は1年生でしている。先ほどのご答弁で、また来年もそういうふうにするというお話だったのですが、入ってくる子どもの実態あるいは学校長が考える教育的効果を考えて、どの学年、どのクラスで実施するのかは、その学校長の裁量に任すべきではないかと、私は考えております。この点について教育委員会としてはどうお考えになるのか、ご答弁いただきます。

○議長（植田昌孝君） 教育長。

○教育長（植島幹雄君） 少人数学級の加配の人数ですけれども、ちょっと今申しわけないんですけれども、私の手元に数字はないんですが、基本例えば61人入ってまいりますと2学級という形になりますので、それに合わせて加配のほうはしてまいりたいと、そのように考えております。

それから、学校教育課はおっしゃるとおりで、課としての設置は今のところ考え

ておらず、いわゆる教員籍2人というのが去年のことを思いますと、非常に私自身も助かっておりますので、現状のままで連携していきたいと考えております。

それから、養護教諭につきましても、町費での配置というのはなかなか厳しいものがございまして、現状のところでは考えておらないところであります。（「予算要求するかどうか」と西川議員呼ぶ）

予算要求も今の段階では上げておりません。

それから、川西町さんの例ですけれども、30人学級の様子ですけれども、これは今お述べのように、各校の実態に応じて学校長の裁量でどの学年にするか、特に1年生についてはもう30人学級というのは決めてはおるんですけれども、少人数学級につきましては、その辺のところは柔軟に対応できるし、そのほうがベターかなと思っておりますので、そういう形で進めてまいりたいと、そのように考えています。

○議長（植田昌孝君） 以上をもちまして、9番、西川議員の質問を打ち切ります。

続きまして、13番、松本議員。

（13番 松本美也子君 登壇）

○13番（松本美也子君） 議長のお許しをいただき、通告書どおり一般質問をさせていただきます。

誰もが輝けるまちづくりのために、1、発達障がい等支援が必要な児童・生徒への支援について。

本町においては、平成29年3月に、田原本町母子保健計画が策定をされて、同年4月には、子育て家庭が社会から孤立することがないように産前産後から子育て期にわたるまでの総合相談支援をワンストップで行う子育て世代包括支援センターである、こども未来課を設置していただきました。

本町では、乳幼児健診等母子にかかわる最前線の現場は、保健センターで業務が行われています。現場からの様子で適切な支援ができたり、相談しやすい環境であったりすることも考えられます。妊娠期から出産、育児等に係るさまざまな相談内容に対し、子どもの育てにくさについて相談先や対応方法を知り、子どもをいとおしく思い、楽しく育児ができるを目標に、育てにくさを感じる親に寄り添って相談に応じていただいています。

1、庁舎の中に設置のこども未来課と保健センターがどのように連携されているのか。

2、発達障がい等支援が必要な児童・生徒への途切れることなく支援が受けられるよう、保健、福祉、教育が連携強化をし、さらなる支援システムの構築について質問をさせていただきます。

続きまして、2、通級指導教室の拡充について質問をさせていただきます。

障がいのある子どもの教育環境として、特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室、通常学級の選択肢があります。

特別支援学校に通学の場合は、特別支援学校に籍を置き、個々の障がいに応じて専門性を持った先生からきめ細かい指導が受けられて、高等部では職業教育も受けられます。特別支援学校の教員は、通常の教員免許に加えて、特別支援学校の教員免許も取得されていると伺っています。

特別支援学級に通う場合は、特別支援学級が設置されている学校に籍を置き、基本的には特別支援学級で授業を受けますが、体育や図画工作や給食の時間やお昼休みなど、通常学級と一緒に授業を受けたり、一緒に過ごすこともあります。

通級指導教室は、通常学級の学校に籍があり、本人の障がいに合わせて必要な支援やフォローを通級指導教室で受けられます。通級による指導は、学校教育法施行規則第140条及び141条に基づき、小・中学校の通常の学級に在籍する軽度の障がいがある児童・生徒に対して各教科の授業は通常の学級で行いつつ、障がいに応じた特別の指導を通級指導教室で行う特別支援教育の一つの形態です。言語障がい、自閉症、情緒障がい、弱視、難聴、学習障がい、注意欠陥多動性障害等の児童・生徒が対象となると伺っています。

何らかの支援を必要とする子どものニーズは年々増加しています。2017年3月に義務標準法改正法案が国会に提出可決されています。通級の指導などに当たる教員の基礎定数化を2017年度から進め、今後10年間で現加配定数の3割を基礎定数に組み込むことにより、教員の増員や配置を安定的に確保する道が開け、よりきめ細かな指導が可能になると期待されています。

現在、田原本町立田原本中学校、北中学校の2校の中学校においては、先生たちや支援員の方々が学力向上のためにご尽力いただいていることは聞き及んでいます。

今後も支援の必要な児童・生徒は増加すると考えます。

本町では、磯城郡3町で、平成21年に設置された田原本小学校の通級指導教室にて、1名の先生が障がいによる学習上、生活上の困難の改善、または克服を目的とする指導を行っていただいています。

田原本町に1校なので、現状保護者は田原本小学校の通級指導教室まで送迎をしています。今後の取り組みとして、中学校での1教室での開設と小学校での1教室の増設もあわせての今後の通級指導教室の拡充についてのご見解をお聞きしたく、質問をさせていただきます。

3、性同一性障がい者についての理解のための本町の取り組みについて質問をさせていただきます。

性同一性障がいは、何らかの原因で生まれつき身体的性別と性同一性にかかわる脳の一部とがそれぞれ一致しない状態で出生したと考えられています。

2003年には、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律が成立、2004年には、性同一性障がいを理由とする差別を禁止、2010年の第3次計画から、性的指向、性自認（SOGI）を理由とする困難への取り組みが男女共同参画基本計画に明記されました。2014年には、性同一性障がいの児童・生徒の調査を行い、資料を公開（文部科学省）、2015年には文部科学省児童・生徒課長通知、性同一性障がいに係る児童・生徒に対するきめ細かな対応の実施について発出（文部科学省）、2016年には、性別表記のない印鑑登録証を市区町村が発行できるという通達が出され、住民票記載事項証明書の発行において、性別欄を省いたものを是認する通知が総務省から出され、2017年には、性同一性障がいを有する方の健康保険証の氏名について、日常で使う通称名の記載を認めることを都道府県や公的医療保険の運営者に厚生労働省から通知をされています。

十数年を経て、かなり性同一性障がいに対する支援の取り組みがなされてきておりますが、まだまだ特別な感情であったり、差別的な言動もなされているように思われます。

性同一性障がいの方や子どもたちが自身のことを打ち明けられず、日常生活の中でも生きづらさを感じ、生きていると思われれます。多様な生き方が尊重され、誰もが輝けるまちづくりのために、改めて本町における性同一性障がい者についての理

解のための取り組みについて質問をさせていただきます。

以上で、壇上からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（植田昌孝君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 竹島基量君 登壇）

○住民福祉部長（竹島基量君） 13番、松本議員の第1番目、「誰もが輝けるまちづくりについて」のご質問にお答えをいたします。

発達障がい等支援が必要な児童・生徒への支援についてのご質問でございますが、議員お述べのとおり、本町では、平成29年4月から、妊娠期から出産後の子育て支援を切れ目なく包括的に行っていくために、こども未来課を新設し、子育て世代包括支援センターを設け、母子手帳の申請をはじめ保育所、幼稚園の入所、入園の手続や子育てに関する相談などを一元化いたしました。これにより、妊娠から子育てに関する手続と相談、支援のワンストップサービスが実現し、子育て世代をサポートしてまいりました。

お尋ねのこども未来課と保健センターの連携につきましては、それぞれが実施しております戸別訪問事業及び健診事業において把握した支援が必要と思われる子どもや家庭に関する情報を共有するとともに、連携を図っておりますが、今後とも個別によりきめ細やかな支援ができるように、連携強化を図る方策を検討しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 教育部長。

（教育部長 持田尚顕君 登壇）

○教育部長（持田尚顕君） 引き続き、「誰もが輝けるまちづくりについて」の発達障がい等支援が必要な児童・生徒への支援についてのご質問にお答えいたします。

途切れることなく支援が受けられるさらなる支援システムの構築についてでございますが、発達障がい児等支援が必要な就学前の子どもにつきましては、こども未来課、保健センター、幼稚園が連携し、個別の支援計画を作成し、その支援計画は小学校・中学校につなげております。

また、小・中連絡会では、支援を必要とする子どもについては、個別に情報交換するなど、途切れることなく一人一人を見守っており、今後も幼稚園、学校、教育

委員会、福祉、医療部門が連携を図り、子どもたちの自立と社会参加を目指し、切れ目なく支援を続けてまいります。

次に、通級指導教室の拡充については、通級による指導を受ける児童は、通常の学級に在籍し、ほとんどの授業を受けながら障がいのある児童の特性に合わせた個別の指導を通級指導教室に移動して、週1から8単位時間、特別の指導を受けることとなります。通級による指導は、障がいによるさまざまな困難を改善、克服することが主な目的であり、それに沿った自立活動の指導が中心となります。

また、児童・生徒の障がいの状態に応じ、特に必要であるときは、教科の指導を補完的に行うこととなりますが、これも自立活動に相当する内容の指導を行うことが基本となります。

現在、磯城郡内の小学校の通級指導教室は、田原本小学校に1学級が設置されており、15名が障がいの状態に応じた指導を受けております。全国的には通級学級による指導を受けている児童・生徒数は増加傾向にあり、本町でもニーズを把握するとともに、磯城郡内での状況を踏まえ、必要に応じて県に対して学級増設等の要望を行いたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 総務部長。

（総務部長 小林昌伸君 登壇）

○総務部長（小林昌伸君） 引き続き「誰もが輝けるまちづくりについて」の性同一性障がい者についての理解のための本町のとりくみについてのご質問にお答えをいたします。

性的指向が同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛の方々については、少数派であるがために正常と思われず、場合によっては職場を迫られることさえございます。

議員お述べのように、平成15年、性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律が議員立法により制定され、このような性的指向を理由とする差別的取扱いについては、現在では不当なことであるという認識が徐々に広がっておりますが、いまだ偏見や差別が起きているのが現状でございます。

社会全体から多様性が認められ、全ての人が生きやすい、輝ける社会にしていくた

めには、人権学習や啓発が必要不可欠であることから、町内の小・中学校の教員については、県主催の研修等に参加し、個々の性同一性障がい者の特性等に関する理解を深め、個別の教育ニーズに対応できるよう指導力の向上を図っており、また中学校においては、人権学習の一環として、このテーマについての学習を進めております。

住民の皆様には、差別をなくす強化月間の一環として、毎年7月にいろいろな人権問題をテーマに町民集会を開催し、啓発しているところであり、また本町の職員におきましてもLGBTやセクシュアルマイノリティーについての研修に参加し、理解を深めており、今後も引き続き住民や職員への啓発活動の推進を図っていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（植田昌孝君） 13番、松本議員。

○13番（松本美也子君） ご答弁ありがとうございました。

まず、保健センターと本町のこども未来課とが連携をしながら、小学校、中学校との連携を強化しながら、支援につなげていただいているのご答弁をいただきました。支援が必要なお子様がいらっしゃる保護者の方から、相談に行くたびに同じことを何度も説明しなければいけないというのと、子どもの成長に従ってどこに相談に行けばいいのかわかりづらいというお声も頂戴をしております。

途切れることがなく、支援が受けられるさらなる支援システムの構築のためにワンストップで相談支援が受けられるため、保健、福祉、教育のワンストップの窓口の設置となる仮称ですが、総合支援室もしくは支援センターの設置を現在の保健センターにお願いしたいと存じます。この点についてご答弁をお願いいたします。

それから、通級指導につきましては、県に対して学級増設の要望をしていただけるとのご答弁をいただきましたが、3町での現在の体制の拡充と捉えたらいいのか、それとも本町独自として増設をしていただけるということなのか。また、その増設の時期についてはどのようにお考えなのか、あわせてご答弁をお願いいたします。

性同一性障がいについての理解の取りくみについて具体的に質問させていただきます。

小学校・中学校の子どもたちから相談があった場合の相談窓口はどこなのか。そ

してそれ以上の年齢から大人の方に対する相談窓口はどこなのか、それぞれ誰が担当していただけるのか。

また、2つ目として、相談いただいた後にどこにつなげていただくのか、その後の取りくみについての連携のあり方についてお聞かせいただきたいと思います。

3番目に、相談体制の環境整備でございますが、内容が周りに聞かれることがないように、相談の場所等の配置についての取り組みについてのお考えについてお聞かせをいただきたいと思います。

それから、印鑑登録証等、性別の欄を削除するということに関して検討していただけるのかということをお聞きしたいと思います。

まず、これだけ質問させていただきます。答弁よろしくお願いたします。

○議長（植田昌孝君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島基量君） 子どもの成長に合わせたワンストップの総合支援センターのご提案でございますが、現在、先ほど答弁をさせていただきましたように、保健センターと子育て包括支援センターの連携強化ということを考えております。まず、子育て世代包括支援センターは同じ窓口で、子どもに関するさまざまな相談や手続きがワンストップで行うことができ、利便性が向上しております。

しかし、議員お述べのように、支援の内容によって、保健センターなどの施設にて機密性の保たれる環境を備えた場所が必要となる場合もございます。そこで、保健センターの充実強化として、子育てに関するさまざまな相談や手続きがワンストップで行えるメリットを維持するために、保護者からの一時的な相談はまず役場の総合相談窓口として、こども未来課の窓口で受け、必要に応じて事業の予約をしたり、手続きをご案内する子育てコンサルティング機能を強化することも考えられます。そしてより深く継続的な支援については、保健センターで行うことで、健診部門や他の子どもに関する保健事業との連携がとりやすいと考えており、これにより当該支援は保健センターと同一の施設内で行われているというもう一つのワンストップが完成し、母子保健事業がより強化できるものと考えております。

それと、印鑑登録に関してはお時間をいただいてもよろしいでしょうか。

○議長（植田昌孝君） 教育部長。

○教育部長（持田尚顕君） それでは、通級指導教室の県への要望というご質問でござ

ざいます。

通級教室の拡充でございますが、まず県教育委員会が主体となっておりますので、県教育委員会の整備方針なども見きわめながら磯城郡内で連携をしながら、必要に応じて要望してまいりたいと考えております。

それから、性同一性障がいの小・中学校の相談の窓口というお話でございますが、これにつきましては各小・中学校にご相談いただきまして、学校全体として組織的に取り組むこととしておりまして、教職員間の情報の共有など、相談体制を整えるということでございます。

それから、医療機関への連携についてもまた個別の状況に応じて判断も必要かと考えているところでございます。（「時期についてご説明いただけなかったんですけども、増設の時期について」と松本議員呼ぶ）

増設の時期ということでございますが、現在の小学校につきましては15名程度の通級ということでございます。申し上げましたように、県の設置の判断がございますので、そういう対象の児童の数の増等の状況を勘案しながら要望を進めてまいりたいということでございます。

○議長（植田昌孝君） 総務部長。

○総務部長（小林昌伸君） 大人の場合はどこに相談したらいいのかというようなことでございますが、今実際に人権相談ということで相談を受けておりますが、これにつきましてはそれが原因で人権が侵されたといったことの相談になりますが、その方自身がそういう悩みがあるといった相談ということでしょうか。（「それに関してどこに相談をして、どういうふうにつながるというその前の相談を何か起こってからではなく」と松本議員呼ぶ）

自分がそういう思いがあるということについての相談ということですね。（「後でやります、議長」と松本議員呼ぶ）

○議長（植田昌孝君） 先程担当課はどこですかとおっしゃっていたので。

○総務部長（小林昌伸君） その内容によって確認させていただきたいと思えます。

○議長（植田昌孝君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島基量君） 先ほどいただきました印鑑証明についてでございますが、ご本人から申し出があれば、性別欄、男女を消すことが可能であるというこ

とでございます。

○議長（植田昌孝君） 13番、松本議員。

○13番（松本美也子君） そうしたら性同一性障がいの相談窓口ですけれども、もし大人の方がそのことで相談に行きたいということになった場合の最初の窓口です。田原本町として、どこの窓口が対応していただけるのか。しかもそれは誰が対応するのか、していただけるのかということです。

先ほど総務部長がおっしゃってくださった問題が起きてからというのは、担当課で相談を受けて、その後につなげていけることだと思うんです。田原本町でそういうふうに自分が性同一性障がい者であると、それについて最初に相談に行かせていただく窓口を本町としてどこが担当してくださるのかということなので、よろしくお願いをいたします。

それと、住民福祉部長がお答えいただいた本人の希望があれば、そういうことができるというふうに、男女のところに丸をつけなくてもいけるということと理解していいんですね。それでもしそうだとしたら、そのことを何らかの形で住民の皆様にそういうこともできるということをお知らせいただく方法もお願いしたいと思います。その周知の方法についてお尋ねしたいと思います。

○議長（植田昌孝君） 暫時休憩します。

午後3時24分 休憩

午後3時35分 再開

○議長（植田昌孝君） それでは、再開いたします。

13番、松本議員。

○13番（松本美也子君） 答弁をいただきましたが、子どもたちは日々成長し、成長とともに幼児期、小学校、中学校、高校、大学、就職と、大事な局面に直面をしていきます。現在13歳の生徒は、7年後の大阪万博には二十歳を迎えます。支援を検討していただいている間、また子どもたちに適切な支援がおくれることによって、その子の将来に大きな影響が出ることは言うまでもありません。子育ての願いがかなえられるまちづくりを目指す本町として、一日も早く支援の必要な子どもたちのために、さらなる支援システムの構築として発達相談支援室、もしくはセンタ

一の設置を早急に求めます。

通級教室の拡充についても、早急に取り組んでいただくことを強く求めて、私の3回目の質問を終わらせていただきます。ご答弁いただけますか。

○議長（植田昌孝君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（竹島基量君） まず、印鑑証明についてのご確認ですが、ご本人から申し出があれば、性別欄、男女を消すことができるということでございます。

それで、周知の方法については、どういう形がいいのか、今後研究してまいりたいと考えております。

それと、相談窓口なんですけど、相談の内容によっては、人権であったり、体の問題であったりする場合があると思います。具体的に県にもワンストップの窓口はございませんでしたので、町へ来られた場合、一番適した、その方のニーズに合った相談窓口を紹介できるような体制を今後検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（植田昌孝君） 以上をもちまして、13番、松本議員の質問を打ち切ります。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。本日の会議はこれにて散会いたします。

午後3時37分 散会